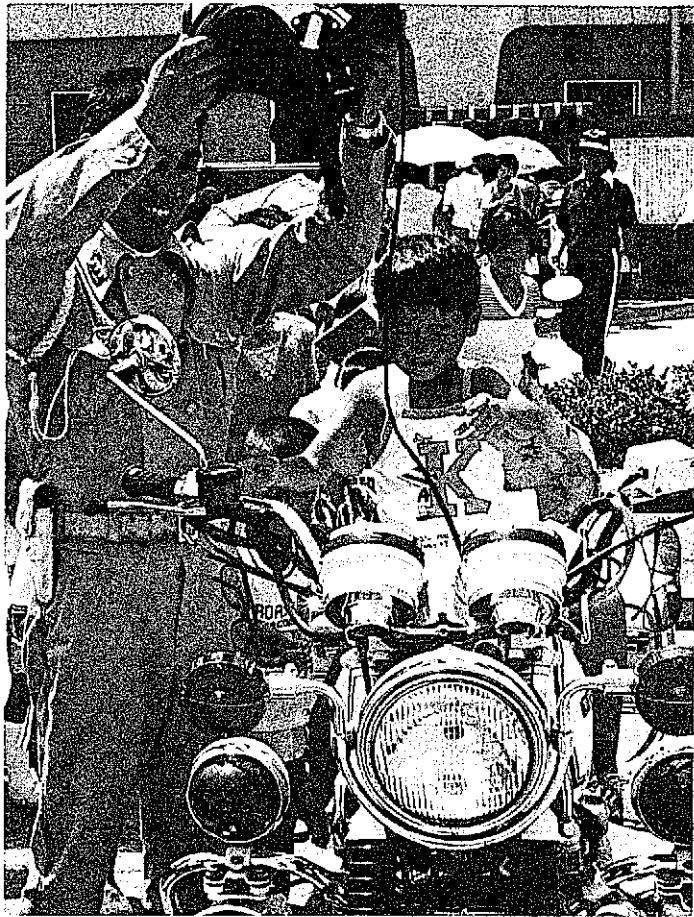


第十六章 警察・消防



子供と白バイ隊員の交歓

第十六章 警察・消防

一 概 説

警察の使命は治安の維持であり、不時の災害の防護や復旧活動に活躍したのは消防組であった。

警察と消防とは、明治新体制下で自然発生した私設または公設の消防組設置以来、明治十二年の「実地ニ臨ミ候ハバ警察官ニ於テ指揮及ブ可ク候」、同十六年の「出火非常ノ節ハ勿論平時ト雖ドモ警察官ノ指揮監督ニ服従致ス可ク候」等の示達によつて、両者不離一体のもとに終戦を迎えた。

当時の県警察部は、司法警察と行政警察、わけても県民防護の全責任を負荷されていて、その組織は、一〇課一室二隊一練習所の一四からなり、消防組は警防団として警防課（のち、警備課→公安課）の所管下にあつた。

一方、消防団は市町村長（消防長）の管理となつて、七十年來の警察消防から分離して、自治体消防となり、行政事務は知事部局の県地方課の所掌となつた。しかし、警察と消防が機構上、分離しても「国民の生命、身体および財産の保護」という治安面の任務では共通していた。

終戦後、占領政策の主目標であった日本軍隊解体後の国内治安は、警察力と国民の良識とが唯一の頼りであった。ことに、炭鉱地帯での朝鮮人労務者や、強制徵用されていた中国人就労者の引揚げ、それに物資の不足による混乱、隠匿または放置された軍需品の監視、進駐軍宿舎の警護、さらに二十年以後年ごとに見舞う台風や豪雨の防災活動に、警察も消防も奔走した。その間にあって、警察部は、戦時体制関係の二課、二

隊の廃止、行政関係三課の県内政部への移管など警察本来の任務に脱皮し、警防団もまた二十一年に消防団となり、警察部公安課の所管に属することとなつた。

月一日を期して国警に吸収された。

こうした法の一部改正による措置も、国警・自警の一本建てに細分化された法そのものが日本人の風土になります、ついに、独立回復後の二十九年六月、法の全面改正となり、翌七月一日府県単位に一本化した改正警察法が施行された。これは、旧警察法に対して、現行警察法と呼称されているが、今日の佐賀県警察（県警）はこの日誕生した。

その後は、現代警察の定着に向かって、県民参加による県警の進展と、近代化・多様化する社会の歩みに対応しつつ、治安確保への努力を積み重ねていった。

一方の自治消防においては、発足当初一二二団、団員四万二、〇〇〇人であったが、その後、町村合併による自治体の変革を経て四九団となり、五十年の団員は二万六、〇〇〇人となっている。

常備消防については、二十一年米軍の佐賀軍政部がその設置の必要性を指摘したところであったが、二十三年に佐賀市が消防団常備部を改組して、消防本部・消防署を設置して以来、相次いで県内七市全部が設置した。

さらに四十四年、郡部における神埼地区消防事務組合の結成をきっかけとして広域消防体制の整備が進展し、四十九年には県内全域の常備体制を達成した。これは、全国では第二位の達成ぶりであった。

火災件数は、二十五年の一〇三件に対して、五十年は四〇八件と増加しているが、建物の焼損面積は四十年以降逆に減少してきた。これは、現代の社会生活環境の複雑多様による各種の災害に対応するために、消防の近代化をはかつてきた消防の努力といえる。

二 警 察

(一) 戰後警察の重責

警備と警
二十年八月十五日の「終戦の詔勅」は、国民をたとえよう備補助員のない虚脱と不安の世界に追いやった。

あらゆる物資不足の中でも、食糧不足は国民を絶対の境地に追い込まれ、占領軍の進駐、日本軍隊の解体からくる国民の不安動搖は隠せなかつた。軍隊のない国の治安維持、ここに日本警察の治安責任がことさら重くなつた。内務省が、軍人の復員はまず警察官を第一とした理由も、ここにあった。

占領軍の進駐についていろいろなデマが流れ、そのたびごとに警察は鎮静に努めねばならなかつた。八月末から進駐は開始されたが九州進駐は、九月三日鹿屋に、同月二十二日には佐世保港に上陸、その総数は三万六、〇〇〇人といわれた。本県に直接の進駐はなかつたが、旧軍隊が進駐軍を攻撃するというようなデマが飛び、また、国民のすさんだ気持ちが進駐軍を見て一層募り、進駐軍との間にトラブルを起こしては一大事ということで、九州各県の警察部から警備応援の部隊が上陸地に派遣された。本県からも鹿屋、佐世保に警察官各一個小隊二七人ずつを派遣した。

進駐軍は二十年十月六日佐賀市へ進駐し、軍政部を設置したのは同月十日のことであった。進駐部隊は、佐賀市内の戸上電機青年学校、少年刑務所、日新国民学校、大和紡績、鍋島村（佐賀市）の農業倉庫等に分

駐し、軍政部は旧佐賀連隊区司令部庁舎（現在の佐賀検察庁舎敷地）、また一部の部隊は、九千部山系に日本軍が格納していた爆弾処理のために鳥栖工業学校（鳥栖工業高校）、進駐軍の余暇施設として唐津市シーサイドホテル、情報部隊（C.I.C.）は佐賀市鍋島家内庫所（現在の佐賀市民会館敷地）を接收して目を光らせた。また、上級将校達は市内民間人の邸宅を接收した。そして、日本式構造の手洗い、座敷などが洋風に改装され、屋外には警察が警備に就いた。

進駐軍の警備に当たって、内務省は八月末に「警察官諸君に与ふ」と題して終戦の詔書遵守の旨を達し、警備の任務が今日の立場に置かれている日本としては、絶対的なものであることを訓示した文書を、部外秘として各人に配布した。この文章は一、五一二字にわたるもので、明治初期の「警察手眼」の現代版であった。

外国軍人警護という初の任務についた警察官は、進駐軍を守ることが國民を守ることになるという自負をもって、任務を遂行した。

しかし、戦後の警察は、供米勧励からヤミ米防止、インフレと經濟取締りなどのため、警備業務が手不足となり、このため県は二十二年十一月二十五日、占領軍關係事務所、宿舎、飛行場、兵舎等の警備を行っため、警察官の補助として「警備補助員」を置いた。

服制と装備 明治十五年制定されて以来、警察官のシンボルのようになっていた帶剣は終戦直後もつづき、詰め入り服に銀線の入った大きな肩章、それに帶剣をきらめかせていたこの服装はいかめしくおよそ民衆には親しめなかつたようである。

二十年九月二日、連合軍總司令部（G.H.Q.）指令第一号で日本陸海軍は武装解除が命じられたが、警察官の帶剣は軍隊なき後の治安警備とい

う特別勤務の性格から除外された。

しかし、内務省は二十一年三月十二日、「警察官及消防官服制・巡査服制及判任官待遇消防手服制臨時特例」を制定して帶刀を廃止し、必要がある場合に、警棒または警杖を携帯させることとした。次いで、同年七月三十日、「警察官及び消防官服制」が制定され、同年八月二十一日「警察官及び消防官服装規則」をもって服装の全面改正をはかり、これまでのいかめしい警察官のイメージを一掃させて、大衆に親しまれる服装となつた。

主な改正点は次のとおりである。



終戦前の服装



改正服装

- 一 詰め入り服を開襟ん服とし、ネクタイを用い止る
- 二 正装・常装の区別を廃止
- 三 肩章を簡素化して日章一個
- 四 新たに階級章を設け、警部補以上は右胸に、巡査部長・巡査は左腕に着用
- 五 盛夏上衣と盛夏ズボンを新設

いては、二十二年一月十六日G.H.Q.から日本政府あての覚書「日本ニ於ケ

ル警察官ア武装ニ関スル件」によって、「けん銃の所持、携帯が認められることとなつた。

けん銃総数は、「G H Q が許可した日本警察官数を超過しないことを条件に、許され、けん銃一丁につき百発の弾薬準備が認められた。なお、弾薬補充の要請は、必要に応じて警察部長から地方進駐部隊の司令官に提出された。このけん銃携帯のため、二十一年三月けん銃取扱規程が制定されるとともに、操法を規定して万全を期した。

婦人警察官 戦後の混乱がはなはだしかった二十一年三月、警視庁に婦人警察官が採用されたことで、大衆に警察民主化の波動を強く感じさせた。二十二年二月十日には、本県にも婦人警察官が誕生して、警察に暖かい新風を送り込んだ。採用試験に合格した二七人は、民主警察の希望に胸ふくらませて、練習所にあてられた佐賀市高木町願正寺の入所式にのぞんだ。

二か月間の初任教養を終えて、三月三十一日卒業証書を手にして、佐賀・唐津・鳥栖・武雄・鹿島のそれぞれの任地に赴いた。

これより先、二十二年一月十日制定した「婦人警察官服務規程」によると、執務の心得は次のとおりとなつていてある。

第一条 婦人警察官は、その職責に鑑み民衆の良い伴侶者であることを自覚し、至誠をもつてその職務を尽さなければならない。

第九条 民衆に接するには想切丁寧にして明朗淑雅を旨としなければならない。

配属された部署では、主に青少年補導、交通指導、窓口事務等に従事した。

その服装は、婦人の特性を十分に生かして品位と優雅さを保ち、仕事を効率的に推進するために採用されたものであった。しかし、県によつて経済監視官（警部補以上）・経済監視官捕（巡査部長以下）が特別

警察官吏として、一般の経済防犯係の警察官と共に取締りに従事するこ



民主警察の花一婦人警察官

てまちまちであったので、同年四月三十日全国的に統一した「婦人警察官服制」が制定された。上衣は濃紺のラシャ地、盛夏は麻または綿布地の開きん式、同地質のスカート、それに階級章と肩章をつけることになって、婦人警察官自身も職業婦人の先端をいく服装として満足し、警察界も民主警察化の具体化とその活動の成果に期待をかけた。

経済監視官 二十二年五月二日、「道府県臨時職員設置制」の一部

が改正され、新たに経済監視官制度が設けられた。これは、二十一年八月、経済統制強化に伴つて物価局と共に発足した経済安定本部の機構拡充に応じて、経済警察力の実質的強化をはかるためであった。これによつて経済監視官（警部補以上）・経済監視官捕（巡査部長以下）が特別

とになった。

身分は三級の地方事務官と規定され、勅令によって統制經濟事犯のみに關して、司法警察官吏の職務を行使することができるもので、ほかの一般警察事務についての職務権限は持たなかった。當時、この經濟監視官のことを経済Gメン（特別捜査員）と俗称した。

本県では、当面した世相から監視官の設置は急を要するものとして、六月一日現職者から七人を選出しして監視官に任命し、職權行使上一般警察官の職權も持たせることが有意義として、警部・警部補に兼務を発令した。また、監視官補については、元警察官の経歴をもつ引揚者から二〇人を採用したが、これらの者は、のち監視官に昇格させても、警察官を兼任することはなかつた。そして一応の陣容が六月二十八日に整い、この時点における監視官は七人、監視官補は二七人であった。

監視官（補）は、一応佐賀市上多布施町の第二警察練習所で一か月の教養実施後、七月三十一日付發令で配置した。つづいて八月第二次募集を行い、三八人を採用し、九月九日卒業、配置した。

これらの監視官補は、旧警察法が施行されるにおよんで、多数の警察官の増員が必要となり、また、監視官制度も廃止されたので、前途有為の者は警察官に切り替えられた。もとより教養期間の不足は、三か月勤務しては一か月入所するなどの方法で、所定の四か月教養が満ちるまで現任教育を施した。

(二) 警察法（旧）の制定

警察法制 日本の非軍事化と民主化は、ポツダム宣言の枢軸をなして定の経過 おり、司法・法律・警察組織の改革、自由民権の保護は米

国の大日方針の骨子の一つであった。

二十年十月四日の政治的、公民的および宗教的自由制限の除去に関する覚書は特高警察の解体指令であった。同十五日、政府は勅令によって治安維持法と共に思想犯保護法も廢止した。

二十一年一月十六日には警備隊廃止の覚書を受けた。警備隊は、二年四月県中枢部の疎開準備作業の指揮に当たったもので、大工・左官等の技能工で組織した特設工作隊と共にその業務に励んでいたので、正式には特設警備隊と呼ばれた。終戦間近の八月十日に編成された警備隊は、米軍の九州本土上陸に備えて、一般民衆の避難誘導のため設置したが、終戦後は各地に隠匿された軍需物資等の警備に当たつた。同年十月には特設警備隊も警備隊に統合されて、鳥栖・田代方面に派遣され、この方面の横穴壕に放置されていた軍需物資や弾薬、火薬製造会社の火薬警備の交替勤務についた。

そして二十一年三月には、早くも警察制度改革案の要綱ができたが、自治体警察に対する認否が問題となつたり、都市警察についての諸案がでたりした。そのころ警察制度改革使節団として来日したバレンタインおよびオランダーらの報告（二十一年六月九日）でさらに変転したり歐米警察との比較表が作られるなど色々な案が練られ、年末には警察制度審議会から諮問に対する答申もなされた。こうして二十一年二月中旬にいたって、警察法要綱が作成された。この要綱によると、警察と消防の分離をはかつて消防機能を強化拡充することなどが盛られていた。

二十二年九月十六日、マッカーサーは片山哲首相あて書簡を送つて所信を表明し、この書簡は日本警察の改革案にメスを加えたものとなつた。政府は二十二年十月十三日、警察法案をG.H.Q.に提出、十一月十三日国

会に法案を提出し、十二月八日法案成立、同月十七日警察法の公布をみた。

二十一年三月改革要綱が作られてから、およそ一年十一か月を要し、警察法は制定された。

公安委員会 「警察権力の専横化を防止するためには警察の管理を行う」というのが、公安委員会設置の目的である。それだけに委員の選任に当たっての条件も年齢二十五歳以上、警察職員または官公庁における職業的公務員の前歴のない者(国会または地方議会選出の者を除く)等、厳しく規定された。

国家公安委員は五人、その他の公安委員は三人で委員会を組織した。身分は公務員とされたが、専務職としての色彩は薄く、任期は国家公安委員は五年、その他の公安委員は三年とされた。

国家の警察は、国警本部と管区本部、県では国警佐賀県本部となり、警察官に教養を行う警察練習所は警察学校と改称された。この警察法は二十三年三月七日をもって施行された。

本県では、国家地方警察(国警)を八郡内一〇地区とし、自治体警察(自警)は二市二〇町一村に設置されることとなり、二十三年一月末までに県と自警設置市町村の各公安委員を選出した。

本県における警 対 二十三年二月十一日から三月六日までの約一か月間
察法施行の実態 を警察法施行のための準備期とすることとし、二月六日異動内報を発令し、組織の組み替えを行った。

警察組織は、国家地方警察管轄地区の八郡一町九八村に一郡一署を原則とし、炭鉱地の小城と、広域で炭鉱地の杵島の二郡だけ各二署として計一〇地区署とした。また、県警察支所を炭鉱地の東松浦郡相知町と、



国警、自警同一庁舎の佐賀署
(昭和23年3月 佐賀新聞)

佐賀署の場合

国家地方警察佐賀県佐賀地区警察署
佐賀市警察署

呼子署の場合

国家地方警察佐賀県東松浦地区警察署
呼子町警察署

こうした国警と自警の相所帯の場合、階下に地元住民に直結した自警

第16章 警察・消防

地区・市町村警察署の位置と管轄区域（昭23県告示53）

		名 称	位 置	管 轄 区 域
国 地 区 警 察 署	佐 賀	佐賀市 松原町	佐賀郡のうち佐賀市を除く22村	
	神 埼	神埼郡 神埼町	神埼郡のうち神埼町を除く10村	
	三 養 基	三養基郡 鳥栖町	三養基郡のうち鳥栖町、田代町、基山町を除く8村	
	小 城	小城郡 小城町	小城郡のうち小城町、牛津町を除く5村	
	多 久	小城郡 多久村	小城郡のうち東、西、南、北多久と多久村の5村	
	東 松 浦	唐 津 市	東松浦のうち鏡、玉島、七山、切木、有浦、値賀、名護屋、久里、鬼塚、北波多、入野、湊、打上の13村	
	西 松 浦	西松浦郡 伊万里町	西松浦郡のうち黒川、波多津、南波多、大川、松浦、曲川、大山、二里、東山代の9村	
	東 杵 島	杵 島 郡 六 角 村	杵島郡のうち白石町、須古、江北、六角、福富、北有明、南有明、錦江、竜王の1町8村	
	西 杵 島	杵 島 郡 武 雄 町	杵島郡のうち朝日、若木、武内、住吉、中通、西川登、東川登、橋、橋下の9村	
	藤 津	藤津郡 鹿 島 町	藤津郡のうち能古見、古枝、七浦、多良、大浦、鹿島、五町田、久間、吉田村の9村	
自 勢 市 町 村 の 警 察 署	佐 賀 市	佐 賀 市	佐賀市	
	神 埼 町	神 埼 郡 神 埼 町	神埼町	
	鳥 栖 町	三 養 基 郡 鳥 栖 町	三養基郡鳥栖町	
	田 代 町	同 田 代 町	田代町	
	基 山 町	同 基 山 町	基山町	
	小 城 町	小 城 郡 小 城 町	小城町	
	牛 津 町	同 牛 津 町	牛津町	
	嚴 木 村	東 松 浦 郡 嚴 木 村	厳木村	
	相 知 町	同 相 知 町	相知町	
	浜 崎 町	同 浜 崎 町	浜崎町	
	唐 津 市	唐 津 市	唐津市	
	呼 子 町	東 松 浦 郡 呼 子 町	呼子町	
	伊 万 里 町	西 松 浦 郡 伊 万 里 町	伊万里市	
	山 代 町	同 山 代 町	山代町	
	有 田 町	同 有 田 町	有田町、東有田町	
	東 有 田 合			
	武 雄 町	杵 島 郡 武 雄 町	武雄町	
	北 方 町	同 北 方 町	北方町	
	大 町 町	同 大 町 町	大町町	
	鹿 島 町	藤 津 郡 鹿 島 町	鹿島町	
	塩 田 町	同 塩 田 町	塩田町	
	浜 町	同 浜 町	浜町	
	嬉 野 町	同 嬉 野 町	嬉野町	

の署を置いて、二階を国警とした署が多かった。しかし、本署のなかつた町村の自警は、とりあえず派出所の庁舎を署として当座をしのいだ。

人的配置が先行して施設が伴わなかったので、関係二三市町村長は二月十八日佐賀署に集まって、県費予算の増額要求を決議し、派出所を署に充当した町村は庁舎新築の早急実現を申し合わせた。

人員配置は、事務官の経済監視官制の廃止を前に、監視官および同補で警察官に転職希望の若手三三人と現職警察官全員に、国警・自警に対する希望を第三位まで提出させ、これを次のように発令した。

(23年2月6日)						
区別	監視	警部	警部補	巡查部長	巡査	監視官
国警本部	六	一〇	三	毛	三	一
国警地区署	七	六	六	欠	二〇	〇
計	三	二六	二六	欠	二〇	〇
自警	二	八	四	一欠	一	〇
計	三	三	三	空	三	一
総計	三	二九	三	一欠	二九	一

創設された国警と自警には、一ヶ月に満たない準備期に生じた問題が四点あった。

一 自警署長の人事をめぐつて、町公安委員会と国警本部との間に、人選と処遇（階級）の意見の不一致が起つた。町村公安委員会と、人事の筋を通そうとする県本部との問題であつて、署があつて長が居ない間けきができたが、法施行とともに町公安委員会は独自の発令で署長を任命した。

二 県本部が発令した自警署長を町公安委員会が拒否した問題が起つた。県本

部は法施行日の調整異動で、自警の意をくみ、他への配置換えを行つた。

三 地方分権による警察力の細分化によつて検挙率が若干低下したことであつた。

四 国警・自警の協力美談である。国警・自警の管轄境界線から一km以内に起つた事犯は、そのいずれもが捜査できるという特例があつた。これが守られて、三人組強盗事件が自警・国警の相互協力で三日目に検挙された。

以上のように人事・検挙等の問題があつたが、改正された制度を体で知つた貴い期間でもあつた。

国警本部では法施行日の前日までに、昇任、経済監視官廃止に伴う退職希望者の発令、国警と自警の補正一六二人の異動発令を終え、県警察の管轄区域、警察署の位置などが告示されて、法施行の準備を完了した。

三月七日、新警察制度が発足し、国家地方警察・自治体警察の二本立てとなつた。これから一ヶ月余りにして県内巡視を終えた県警察長の訓示は、発足当時の警察の表情をよく物語つている。要点を抄録すると、(1)検挙率の低下、(2)国警・自警の人事交流をスムーズに行うためには資格の統一をはからなければ困難である、(3)制度上は国警・自警に分断されいても相互協力を積み重ねた同志的結合を必要とするなどを強調した。

その後、この訓示の中の①については、日々の経過と共に向上したが、②の資格統一となると、規模の大きい国警と小町村の自警とでは難点があつた。また③の同志的結合についても、財政豊かな中規模以上の自警の待遇に比べ、国警は国家公務員としてのわくを出なかつた。この二つの難関は、現行警察法施行まで十分な解決をみることはできなかつた。

法施行後、八月一日国警基本規程が施行された。これは、警察法を具

体化したもので、警察法施行面の各論といえるものであった。

その後の警察活動の様相をみると、武装して列車警乗していた移動警察は、鉄道公安官と交替した。二十五年四月になると、ヒロポンやヘロイン中毒者が続出し、その根源を断つために麻薬取締官を置くことになり、厚生技官（三級）一人が県本部に配置された。非行少年の事犯が二十四年から急上昇し、二十五年には朝鮮動乱が発生すると、朝鮮からの密入国者が急に増加した。

また、害虫撲滅に威力を發揮した農薬は、自殺・他殺に多用されるようになり、使用者自身もまた薬害をうけ、二十八、九年はホリドール禍となり、県内十大ニュースの一つとして報道された。さらには労働攻勢が増大し、ことに二十七年ころから電産・炭労の賃上げ闘争が継続的に、しかも長期化を帯びてきた。なかでも岩屋炭鉱では石炭業界の不況に加え、いわゆる二十八災による水害で解雇一、〇〇〇人を発表したことから、水害利用の企業整備だとして争議に入り、警察の警備に対して県下全労組の支援を受ける抗議集会を開くなどして、ついに三か月半にわたる争議にまで発展したが、地労委のあせんで二十八年十月に至って解決した。また、刑事案件にしても二十五年ごろから殘忍凶暴化し、強盗、殺人、放火が相次いだ。こうしたことは県内ばかりでなく、全国的な傾向として、過激化、凶暴化、集團化、長期化という世情不安が重なり続いた。

一方、二十五年ごろから供米・出炭の増大、輸入食糧と米国の援助物

資、民間貿易の許可などで物資の出回りはよくなつたが、独立回復前の国民の表情はまだ硬かっただ。

自警返上　自治体警察制度は、米国に比べて行政区の狭小な日本には

余りそぐわなかつた。また、町村の自警では、相次ぐ人件費の増大により財政難となつた。こうしたなかに二十六年六月十二日、警察法の一部改正が行われて、警察長は警察隊長となり、またこれまでの諸制限のわくが拡げられたが、それは、小規模町村が経済負担の増加に対し、自警返上の声を挙げてきたからである。

県下では、呼子町議会が同年六月二十七日、以後六〇日以内に住民投票に持ち込むことを決定したのを初めとして、全県下に広がり住民投票を決定したが、このような状態は本県のみでなく、全国的な傾向であった。

この結果は、投票の必要なしとした有田町を除いた一九町村が自警を廃止して、そのまま国警に吸収された。全国的にみると、全廃は一都一二県、廃止投票の町村一、〇一四、存置投票一二町で自警創設の七〇%が廃止された。

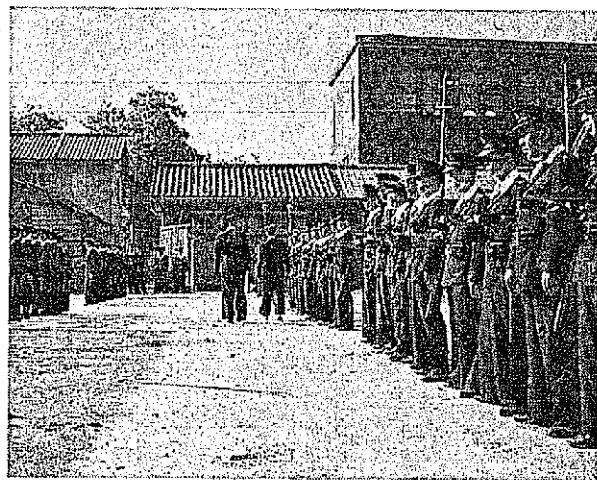
県内で残った自警は、佐賀市・唐津市・有田町であった。

自警廃止一九署のうち、相知・呼子・大町・嬉野は地区警察署とし、東・西松浦地区署、杵島地区署、藤津地区署・三養基地地区署の名称は住民に親しみがないということで、唐津・伊万里・武雄・白石・鹿島・鳥栖の地区名に改められ、国警一四署となつた。

自警受け入れに当たつて、問題の階級は国警との均衡を考慮して調整された。

(三) 警察法の改正（現行警察法）

法改正と　自警返上の波は、このあと二十八年一月まで三回におよん県警誕生　だ。全国的には当初の一、六〇五町村から四一二町村だけが維持することになり、市においても五市が廃止した。



昭和29年県警発足時の佐賀署通常点検

法の一部改正もはかられ、特に二十七年四月の講和条約の発効によつて、国内治安の確保、自警の財政難および占領政策の行き過ぎ是正のため國の実情に合つた警察の確立が必要となつた。政府は二十八年二月十七日、第十五国会に全面改正の法律案を提出した。この法案は同年十月一日施行を目途とされていたが、国

会が解散となり、廃案となつた。

政府は、二十九年一月の第十九国会に、改正法案を提出したが、これは世情不安に対し、従来の分断された警察力を統合強化した組織とすことが要請されたからであつた。

二十九年一月になると、全国で自警廢止は「五市一、一七三町村となり、維持する市町村は四〇六と減少した。こうしたなかに、半年近い審議を経た改正法案は、六月七日可決され、八日公布、七月一日施行となつた。

改正によって、国警本部は警察庁、管区本部は管区警察局、国家地方警察本部は県警察本部、また、県警察隊長は県警察本部長と改称され、内部組織は県条例で定めることになった。

本県では、旧警察法前の一五署に大町署を加えて一六署となり、地区署の地区は削除されて、一元化した「佐賀県警察」が発足した。この年六月の県警準備の県議会議案に警察費追加更正予算三億円、警察関係条例一八件、県公安委員改選等七件が上程可決をみた。公安委員三人も改正法令に従つて、新たに選任された。

國警・自警間の、階級・給料の差異調整については、階級是正は二十六年の自警吸収の際の方法に合わせ、給与は県警発足の七月一日の受給額が同年四月一日現在受給額に達しない場合は、差額相当額を調整手当として支給するという改正法の処置によつた。ただし、調整手当の最高額は七、五〇〇円までとした。

また、旧警察法施行と共に削除されていた県議会の警察部委員会も、県議会委員会条例の一部改正によつて、警察委員会が設置され、委員九人が選出された。こうして七月一日、県警察本部体育館で開庁式を行はれ、県警の誕生をみた。

県財政再 二十八、九年ごろにおける県財政は、まさに火の車であつた。そこで二十九年度予算編成に当たつて、予算節減四要綱が立てられた。

改正警察法の施行に当たつても、この要綱を踏まえての実施計画で、要綱第一の人事費の節減については、三か年間に職員一〇〇人を四・三・三の割で措置することにした。第四の機構簡素化は、改正法そのものが簡素化の方針によつたものであつた。

三十年になると人員縮減三年計画を一年早めて、三十一年度までに措置する自主再建計画が立てられた。三十一、二年分三八人は、三十年二六人、三十一年一二人の措置をとつて縮減を促進した。同時にこの三十

年十一月一日県職員定数条例の一部改正が県議会で可決されたが、警察関係は条例第二条第九号によって警察官九六〇人、その他の職員二一八人で、発足当時の人まであった。

三十年度から四十年度までを財政再建期間とする財政再建計画が、三十一年五月十五日の県議会で可決された。それによると、警察官・警察職員は政令定数とし、事務職員は三十六年度を標準として、この間に漸減措置を講ずることとなつた。

そして、このころ労働運動は激しく政治化し、学生運動が労働運動を超えた過激さを加えてきた。警察力は縮減どころか、増員の必要に迫られるようになり、三十一年から全国的に少しずつ定員増加をみるようになった。しかし、県警としては治安維持のため最低限の人員で適正な配置と効率的な運用をはかることとし、三十四年八月には駐在所の統廃合を実施して、兼務の駐在所、いわゆる「乙種駐在所」と呼称するものを全国初のケースとして設置した。

(四) 警察業務運営の近代化

業務運営 時代の進展に伴って、犯罪は多発し、かつ広域化・巧妙化の合理化

・スピード化した。これに対処するため、警察通信の充実強化に徹底的な方策を打ち立てなければならなかつた。そこで四十五年一月、県警察通信運営委員会を設置し、さらに、四十六年二月には新時代における警察のあり方を総合的に研究審議し、県警の今後の運営に資しようと県警察運営総合対策委員会を設置した。委員会には専門部会を設け、制度・教養・刑事対策・外勤対策・交通対策の五部とし、各関係部長を部会長とした。

次いで四十九年四月、週休二日制の導入に関する問題点や、勤務制度の改善合理化方策の審議検討のために、県警察勤務制度委員会を組織した。

福利厚生 三十七年四月の管理官制度採用とともに置いた厚生管理官を、四十一年四月廢止して厚生官を置いた。四十三年八月県警察職員の健康管理に関する訓令を制定して、これまで別々に規定していた健康管理、衛生管理委員会、休・復職、および結核療養に関する規定を統合し、四十八年四月厚生官を廃して厚生課を新設した。厚生・共済の専門職員八人を置き、また、警察職員の生活相談所も開設した。そのほか、四十四年十月交替制勤務者の勤務時間を四四時間制とし、同年十二月には警察職員の職務執行に伴う物的損害も、審査委員会の審査を経て、本部長が報償することになった。警務作業手当の支給わくも広げ、警ら作業手当や死体取扱作業手当、電子計算装置手当が新設された。

警察職員の研修のための警察大学校等入校者に対する報償金も、本科生についてみると四十一年月額千円が、四十三年三千円、四十五年四千円、四十七年五千円となり、その他の警察大学校入校者および管区警察学校入校者の報償金も年ごとに改善が進んだ。

また、職員宿舎などの補修も四十六年だけで二五〇件に増大したので、四十七年度から常勤の木工技術員を採用した。楠会館（共済組合宿泊施設）も五十年四月佐賀市の中心部西堀端に近代様式の偉容をみせ、会合や休養の場として利用されることになった。

巡査長と各級昇任制度 四十二年六月巡査長に関する規則（国家公安委員会規則）の制定によって、同年八月、県警にも巡査長制度が誕生した。これは、主として、外勤の指導体制を強化するために、勤務成績

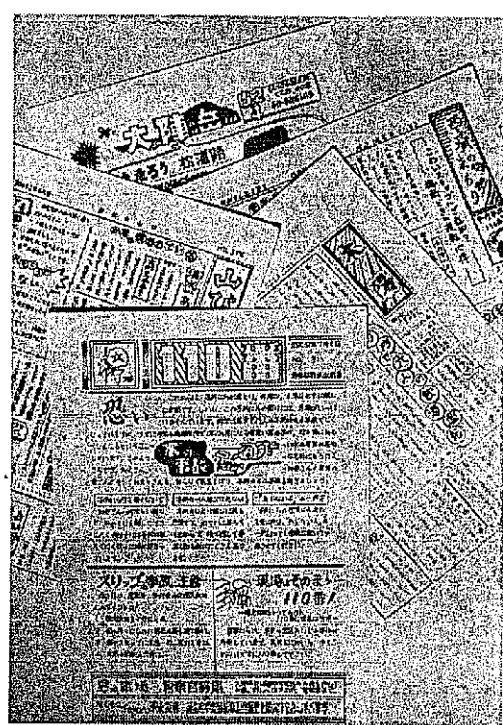
優良で実務経験豊富な巡査の能力と経験を活用することを主眼とするものであった。

この巡査長の資格要件の制定は、勤務意欲を喚起した。初任教育訓練中の警察官を除く巡査の定員の三五%から四五%を五か年計画で充当したが、達成直後の四十七年五月、基準定員の政令改正で巡査部長の定員拡大を五年計画とされた。そのため巡査長は五年計画で遞減することとなつて、本県の場合、満期の五十一年度までに巡査長は二〇%に減少し、逆に巡査部長は一二九人が増え、四二〇人となつた。次いで四十八年七月、巡査長関係訓令を改正して、巡査部長昇任試験合格者は即日巡査長に任用することとなつた。

また、四十九年度からは警部補のわく拡大が三年計画遞増方式で巡査部長を含めて、定員の三七・四%から四四・三%に引き上げることになった。このように、巡査長の新設や巡査部長・警部補のわく拡大による幹部の増強は、指導体制の強化と勤務成績優良な永年勤続の巡査部長を、それぞれ一階級昇任させることによって、第一線勤務員の待遇改善と志気の高揚をはかり、あわせて警察業務の複雑化・専門化に対処し、適正な職務執行体制を確保することにつながつた。

民衆と警察 民衆と警察との良好な関係は、まず派出所・駐在所からといえる。三十五年ごろから駐在所だよりなどのガリ版刷りの広報紙が、家庭に配布され始めた。この広報紙は、駐在所警察官の努力がにじみ出ているところに貴さが感じられる。こうした広報活動が盛んになり、県警本部秘書課に四十年度から広報官を置いた。県内の派出所・駐在所が発行している広報紙コンクールも開催され、四十七年度からは全国コンクールが毎年開催されるようになり、四十七、四十九、五十年不動山

駐在所、四十八年山代派出所が優秀賞に入選した。



駐在所・派出所の郷土色豊かな「ミニ広報紙」

次に警察と民衆の接点として活躍しているものに、警察職務への民間人登用の制度がある。一十八年四月、密出入国に対する監視警戒のための監視哨員制度が設けられ、唐津・呼子・伊万里の各署に配置されている。四十三年には防犯連絡員を委嘱し、また市町村でも四十二年から地区交通安全指導員を委嘱して、交通安全に協力している。このほか団体的なものとしては防犯協会、交通安全協会、民警懇談会、校警連絡会がある。大衆の生活に直接触れる相談も、三十七年から少年身上相談所を各署派出所・駐在所に開設し、四十六年防犯関係の苦情相談、五十年各部課・署に行政相談所を開設した。

採用と定員 年次別採用と定員増による配置状況は、次のとおりである。新採用者は警察学校で、高校卒は一年、大学卒は半

第16章 警察・消防

定員増と配置状況

年 度	新採用		定員増分の実働化		
	高卒	大卒	前年度 増員数	増員の趣旨	配 置 状 況
41	53	11	30	刑事警察の初動体制強化	機動捜査隊
42	56	13	30	外勤警察の充実強化	外勤
43	53	7	20	同上	外勤
44	25	8	20	同上	外勤
45	34	15	0		
46	40	19	35	外勤警察および交通警察の強化	外勤、交通
47	46	17	0		
48	47	15	30	交通警察の充実強化	交通機動隊等
49	56	26	20	外勤警察および交通警察の強化	外勤、交通
50	22	22	40	外勤警察および交通警察の強化 と国体準備体制の整備	外勤、交通、国体準備

注：表の解説参考例
41年の増員実働化30は、実は40年の定員増で入校し、1年の教養訓練後41年3月末卒業して第一線に配置された者の数である。

施設（署）の近代化

署名	建築年月	構造	建物面積	建築費	土地面積
伊万里	33.3	RC-2	1,016.76	8,876	5,975.79
小城	36.3	〃	737.07	10,513	2,829.74
武雄	38.3	〃	876.13	18,849	4,842.08
多久	40.3	〃	846.73	19,150	3,902.45
諸富	41.3	〃	75.34	20,609	3,825.01
鹿島	43.3	〃	979.6	30,439	5,493.27
神埼	43.12	〃	984.04	27,990	4,041.27
鳥栖	45.3	RC-3	1,620.24	59,580	5,118.85
有田	46.3	RC-2	932.48	39,244	4,651.43
相知	48.3	〃	792.4	40,005	4,181.08
白石	49.6	〃	907.41	79,103	4,308.92
佐賀	50.3	RC-3	3,063.83	292,700	9,975.56

施設（署）の近代化 戦前建築された警察署は老朽化し、加えて社会の発展に伴い、警察事務の増大により警察官の増員等がはかられたことから、従前の庁舎では警察業務運営上、支障が生じてきたため、逐次近代建築へと、その整備を次のとおり進めた。

(五) 捜査の多様化と近代化

機動捜査隊 近代犯罪の特徴は、手口の巧妙化・広域化・スピード化したことである。この傾向に対応し、犯罪の早期検挙をはかるため、四十一年四月、県警捜査一課に機動捜査隊が誕生した。隊長・班長・主任・隊員の組織で、班長以下一〇人であった。四十六年代になると、特異・悪質な誘かい、航空機・船舶の奪取、大規模の過失事件が発生する世情となり、これに対処するため、別に特殊事件捜査係を捜査一課に設けた。

照会センター 四十九年四月、捜査一課に設置し、巡査部長・巡査を置き、人に関する照会、車両に関する照会業務のスピード化・能率化をはかった。

危険物と 公害関係 四十二年一月、従来、防犯課で銃砲刀剣類の所持許可事務を取り扱っていたが、新たに猟銃等講習会開催事務、猟銃用火薬類譲渡・譲り受け、輸入・消費に関する許可事務が、県公安委員会に追加委任された。四十六年二月速報事件の改正があって、従来の火薬類と高圧ガスの災害速報のほか、消費危険物、放射性物質、毒劇物を含めた広い意味の危険物の災害発生報告となり、かつ車両により運搬中の危険物事故などの発生報告が追加されて、世相の激流に対処することになった。

同年四月から公害関係事犯の取締りと苦情相談のために、防犯課に公害係を置いた。また、四十九年四月には防犯課に公害・生活調査官と保安専門技術員を置いたが、本県において検挙された公害事犯は、廃棄物処理の法律違反が最も多く、その六四%を占めている。

鑑識機器 犯罪が巧妙化し、多様化するに伴い、事案の真相を的確に究明するには、より高度の科学捜査の推進が要請される。
そこで、科学捜査の中核的役割りを担う鑑識の体制と、機器の拡充整備がはかられた。

四十三年四月、鑑識課の法医理化学実験室を科学捜査研究室と改称し、佐賀・唐津両署に鑑識係長を、神埼・伊万里・武雄・鹿島の四署に鑑識主任を配置して、現場臨場体制を強化した。
機器についても、四十年十月、弾丸の発射条こんや印影の比較検査のための比較顕微鏡、四十六年車両塗膜検査の赤外分光光度計と、車の速度や衝突地点を出すための卓上電子計算機、四十九年には覚せい剤・血中アルコール・シンナー、その他一般の薬物毒物を検出するためのガスクロマトグラフを追加整備した。

住民との連 けいの強化 四十八年から発刊された警察白書や、従前から発刊されている法務省の犯罪白書からみても、現代犯罪の傾向が



第一線警察官からの照会に対し、即時に回答する照会センター



同訓令は、このころにおける窃盜犯の都市集中化、広域化、常習化の傾向に対応し得る捜査体制と運営の効率化を目標として制定したもので、捜査の基本姿勢を、犯人の早期検挙と被害の完全回復においていた。いわゆる市民サイドに立ったもので、被害品の速報、車両盗難の被害通報票制度、犯罪手口捜査責任者の指定、侵入盜犯発生報告等を盛りこんだものであった。

四十七年度以降の県警の重点目標が、社会の変化に即応する警察体制、県民の期待にこたえる警察体制、的確・確実な警察活動を推進して県民生活の安全と平穏を守る、

県民とともにある警察（テレホンサービス開始）、を各々掲げてきたのも民警連携への努力の現われである。

四十八年十一月移動交

盜窃犯の増加、殺人などの犯罪の凶悪化、知能犯の汚職や、覚せい剤犯の倍増、武装化する暴力団、加えて都市、ことに団地に多くみられる住民連帯感の希薄化と、匿名性を招き、警察の捜査活動を困難としていることがうかがわれる。このため、四十七年二月、県警は窃盜犯捜査訓令を制定した。

同訓令は、このころにおける窃盜犯の都市集中化、広域化、常習化の傾向に対応し得る捜査体制と運営の効率化を目標として制定したもの

で、捜査の基本姿勢を、犯人の早期検挙と被害の完全回復においていた。いわゆる市民サイドに立ったもので、被害品の速報、車両盗難の被害通報票制度、犯罪手口捜査責任者の指定、侵入盜犯発生報告等を盛りこんだものであった。

四十七年度以降の県警

の重点目標が、社会の変化に即応する警察体制、県民の期待にこたえる警察無線自動車・舟艇の有機的運用を行う体制を整えた。

つづいて四十六年四月、県警有線模写電送装置の設置を完了させ、本部・署間の報告連絡の迅速・正確を期した。

五十年四月、県民と共にある警察実現のため、外勤体制を改善して、派出所・駐在所の複数化をはかり、また通信指令室勤務員と無線車の警ら要員を増強した。複数化とは、業務の加重な駐在所について、迅速適確な事務処理を推進するため、勤務員を二人以上とするものであった。

機動隊 機動隊は、集団犯罪および災害警備等に対処する集団警察力として、三十一年二月、県警本部交通課に設置され、誕生したが、三十

番車一台を購入して、佐賀署に配置した。交番は、日本獨得のもので、昔から市民に親しまれているが、現代の都市人口急増の団地地域に対する警察力確保の方策として、動く交番所活動を推進することにした。これには数人の警察官が乗車して団地等を巡回し、防犯指導、困りごと相談など、市民の相談に応じて市民生活の安全を期している。

(六) 外勤警察体制の強化

外勤警察活動 警察活動の神経系統は、通信である。通信司令業務の適

動の重視 正を期すため、四十一年四月、外勤課に通信指令係を置いた。四十二年四月から年ごとに派出所・駐在所を統廃合して市街地派出所等の警戒力の増強をはかり、外勤幹部の強化と外勤パト乘務員を増員する等、外勤警察の充実強化をはかった。

四十四年四月、機動警ら隊を新設し、これを三隊に分けて、佐賀・唐津・鳥栖の三署に分駐させた。また、犯罪の広域化およびスピード化に對処するため、同年、通信指令室が宰領して、署通信室およびすべての警察無線自動車・舟艇の有機的運用を行いう体制を整えた。



機動隊の水難者救助活動訓練

九年四月、県警察の組織規則の全面改正で独立した。

同時に各署拠出によつて編成していた予備機動隊を、三十九年四月一日付で、第二機動隊と改称し、二個大隊（一個大隊は二個中隊）を編成した。また、突發重大事案の特科班として、四十四年四月総合捜査隊を編成した。

さらに、四十四年四月交通外勤隊を編成し、佐賀・唐津・鳥栖の各署に各一個分隊ずつ分駐させたが、四十五年四月機動警ら隊と改称し、組織も小隊長以下三五人で、交通取締り、災害警備等に従事していた。五十一年四月これを機動隊に合体し、七〇人の組織とすることになった。

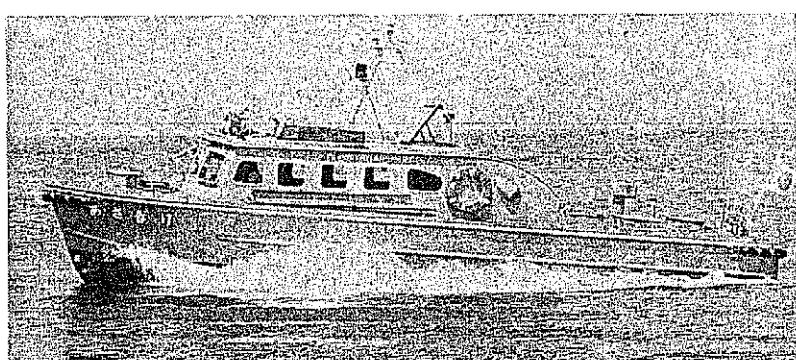
機動隊は、集団犯罪をはじめ極左暴力集団等のゲリラや、突發重大事案などに對処し、県民の安全を確保するため、日夜厳しい訓練に励んでいる。

警備艇 海上犯罪の取締りについては、これまで本県の北海岸の唐津・呼子を主とし、また、諸富・鹿島にも漁運寄贈による警備艇を備えて

いたが、密漁船取締り強化の必要から、四十一年十月諸富署に高速警備艇一隻を配置して、「かささぎ」と命名し、同時に、舟艇管理規程を改定した。そして、管理責任者を監務部長、使用責任者は署長とした。乗員は乗務職員と乗務警察官、五七以上の舟艇には乗務職員の中から船長と機関長、五七未満には運航に必要な乗務職員を指定することにした。

四十九年九月には、高速警備艇「よしきり」が鹿島署に配置され、諸富署のかささぎと共に有明海に就航して、住ノ江港を境に東西に分担し、福岡・長崎の両県境までを警備した。よしきりは、四・五七、九人乗り、無線電話や探照灯など装備し、最高速度六五km/h、建造費七〇〇万円、民間から二人の乗組員を採用して、警察官とともに毎日のパトロールに従事している。

緊急配備体制 交通機関のめざましい発達により、犯罪の広域化・スピード化がいつそう顕著になり、加えて社会構造の変化に伴い、犯罪捜査は大きな困難に直面し、犯人を犯罪現場で早期に捕促することが強く要求されるようになってきた。これに対応するため、警察の通信機動力の充実、または一一〇番の一部集中化により通信指令体制の強化をはか



唐津署警備艇「あさぎり」 昭和49年3月建造 12.84t

るとともに、四十一年七月、緊急配備の実施に関する訓令を制定し、配備種別を、A号配備・B号配備・C号配備とし、事件の規模・種別・様・時間的接着性・犯人の数等により運用することとした。四十六年十一月、さらにその後の犯罪情勢と道路交通事情の変化に対応するため、緊急配備種別を、県境配備・全県配備・方面配備・路線配備・自署配備に改め、緊急報告・発令・実施方法等を改善した。

(b) モータリゼーションと交通警察

自動車時 交通関係の基本法規は、昭和二十二年の道路交通取締法、代と法規 これに代わる三十五年制定の道路交通法と二十六年制定の道路運送車両法であつたが、四十年代に入ると、自動車は国民の足として、社会生活の中に大きな比重を占めるに至り、いわゆるモータリゼーションは急激な進展をみて、交通安全行政に関する立法化も広範囲なものとなつた。

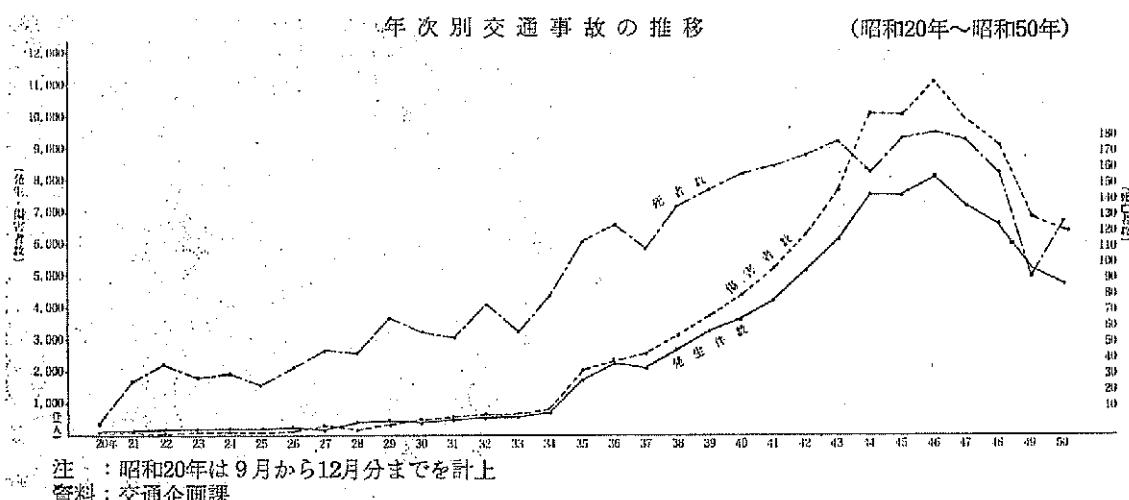
交通関係法規は、三十四年ごろからの経済復興に伴う自動車の急激な増加に逐次対処してきた。所得倍増を標ぼうした経済政策が、G.N.P.の向上・国際収支の好転をうながし、経済活動の活発化と国民所得の向上は、必然的に道路交通の増加をもたらし、高速自動車国道網など道路の整備をも上回るものとなり、交通関係諸法令が急速に整備されることとなつた。

四一・四 交通安全施策等整備事業に関する緊急措置法

四二・八 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法

四五・六 交通安全対策基本法

五〇・七 自動車安全運転センター法



注：昭和20年は9月から12月分までを計上
資料：交通企画課

交通警察の組織と沿革

四十年四月、警備部交通

課が交通指導課（交通機動
警ら隊を付置）と運転免許
課（運転免許試験場を付置）

をたどる交通情勢に対応し、
四十一年四月、この両
課は交通部として独立し、
このころから「交通戦争」
の言葉も生まれた。県警は
ステレオカメラ（立体写真
による事故現場の図面の作
成）導入による事故処理の
迅速化をはかり、一方、県
交通安全施設緊急整備推進
本部を設けて、交通安全施
設等整備事業の年次計画に
対処することにした。

このころ民間協力者とし
て、学童の保護に当たつて
いた、交通安全協会役員や
PTA役員などによる街
頭指導活動が次第に活発化

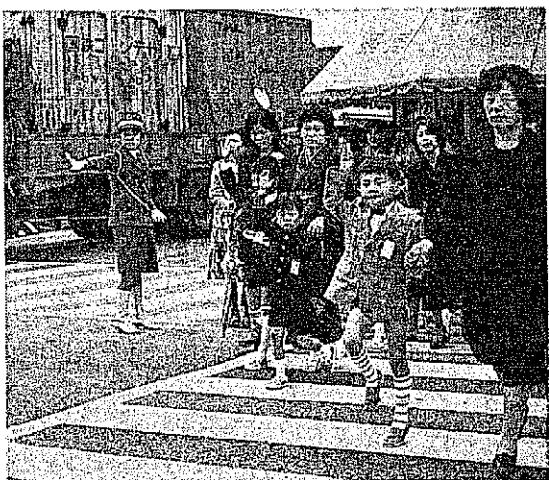
し、一部には制服を着用するなど本格化していった。一方、自動車交通の増加に伴い、交通事故や交通違反者は増加の一途をたどり、この年、運転免許課では、行政処分者の増加に対応して、処分者講習係の専任制度を新設するに至った。

四十二年一月、国道三号線と三四号線交差の鳥栖市永吉町に交通機動警ら隊鳥栖分駐所を設置した。七月には知事部局に交通事故相談所が開設され、同年九月、交通指導課に交通指導官を置いた。また、恒例の佐賀新聞社花火大会は佐賀市城内堀端から諸富町に移るほど、交通渋滞がひどくなってきた。

四十三年七月、交通反則通告制度が導入され、交通反則通告センターが開設された。交通指導課長が、同センター所長および通告官を兼務し、支所を佐賀・唐津・武雄の三署に置いた。七月一日の反則制度施行第一日の反則者は四六人であった。

免許課関係では、運転免許試験は、従来、学科は佐賀市高木瀬町、実地は同市久保泉町川久保所在の各自動車試験場で実施していたが、久保泉町川久保の自動車試験場総合庁舎の落成によって川久保のみで試験を行なうようになり、名称も自動車試験場から自動車運転免許試験場と改称され、教習所・安全運転学校・適性検査の三係を新設した。市町村でも、交通災害共済組合を設立するようになり、同年十月一日から発足している。

四十四年一月、管区警備隊を編成することになったが、これを交通外勤係として、佐賀・唐津・鳥栖に分駐させた。四十五年には機動警ら隊として外勤隊に所属替えした。また、同年四月、市町村では地区交通安全全指導員を正式に委嘱設置することになった。



歩行者誘導中の交通巡回員

四十五年四月、交通機動警ら隊を交通機動隊と改称して専任隊長を置き、同時に女性の交通巡回員一三人を採用し、本部と佐賀署に配置した。

四十六年四月、ひき逃げ事件等の多発に備えて交通捜査係を、八月には交通管制官を置いて、交通の安全確保と円滑化に努めた。

四十七年四月、これまで兼任となっていた交通部長を専任制とし、交通企画課を新設して、年ごとに増大してきた交通事故に対応するため、交通安全行政・規制・指導取締り・事故分析等を充実、専門化した。

四十八年四月、交通機動隊を課並みに独立させ、副隊長は新設の交通規制官を兼務とし、パトカー・白バイを各小隊編成にして発足した。同年十月、高速自動車国道九州縦貫線鳥栖→南関線の使用開始に伴って、高速道路交通警察隊を設け、交通機動隊において。五十年四月、交通規制官を警視とし、交通機動隊を強化し、交通管制官は専門的技術を有する技術吏員を充てた。

交通指導と 大量交通時代となつた現在、県内車両数の推移は、自動安全施設 二輪車を含めて、



交通事故処理に威力を發揮する
ステレオカメラ車

四十五年 一四万四、六八六台

五十年 二三万一、五七〇台

(注) 県陸運事務所 昭和五十一年版「業務概況」による。

と急増している。

交通方法の教則が示す ①交通規則を守ること、②譲り合い精神を保持すること、③信号・標識・標示・警察官などの指示に従うこと等の原則が守られぬところに事故が発生する。

交通安全思想の普及効果は、四十二、三年ごろから現われ始め、学校や市町村の自発的な交通安全宣言がなされてきた。また、四十四年二月、道交法改正にともなう県の施行細則の改正（げた・スリッパばきの運転禁止、自動二輪車の横掛け同乗の禁止）や、四十六年十二月の車両積載方法（縦・横幅・高さの車種別の制限）の改正等、その周知徹底に努められた。

四十七年十月初心者マークの貼付、四十八年四月には誕生日を免許証更新日とすることとなり、同年十月免許証用写真のカラー化が実施された。四十八年度は大安吉日作戦（結婚式場に飲酒運転防止の祝電・司会者による広報等）、クリヤード作戦（道路は広く通りよくのねらいで道路不正使用の一掃・駐車違反取締り）、イエロー作戦（はみ出し禁止規制の強化）、ゴーストトップ作戦（一時停止規制の強化）、ピックアリ運動（自転車に夜間反射テープをつける）、ゆっくり走ろう運動、シートベルト着用推進運動などが県民運動として展開され、また更新時講習や処分者講習の充実がはかられた。これらの努力が報いられて、四十九年は事故死減少日本一となつた。その後、この交通事故減少傾向の定着化への努力がひきつづきなされている。

一方、四十一年制定された交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法に基づく安全施設整備計画は、第二次三か年計画終了の年（四十六年）を基にして、新たに五か年計画が立てられ、五十年に終了した。現在は第二次五か年計画が実施されている。整備事業は、交通事故の約四〇%が交差点を中心に発生している状況から、信号機の設置を中心進めら

めた。四十四年には動く交通教室を学校ばかりでなく、同じ交通弱者の老人を対象に各地区で開いた。

四十三年七月一日から一定の比較的軽微で明白・定型的な交通違反に交通反則制度を適用し、また免許行政面でも点数制度を採用し、行政の効率化と国民の利便をはかりながら、交通法令違反処理の簡易迅速化をはかった。四十六年三月ステレオカメラを採用して、事故処理のスピード化と事故原因の確実な把握によって、事故の未然防止に努めた。この年、県下の交通事故死者は年間一八〇人とピーカに達した。

四十七年十月初心者マークの貼付、四十八年四月には誕生日を免許証更新日とすることとなり、同年十月免許証用写真のカラー化が実施された。四十八年度は大安吉日作戦（結婚式場に飲酒運転防止の祝電・司会者による広報等）、クリヤード作戦（道路は広く通りよくのねらいで道路不正使用の一掃・駐車違反取締り）、イエロー作戦（はみ出し禁止規制の強化）、ゴーストトップ作戦（一時停止規制の強化）、ピックアリ運動（自転車に夜間反射テープをつける）、ゆっくり走ろう運動、シートベルト着用推進運動などが県民運動として展開され、また更新時講習や処分者講習の充実がはかられた。これらの努力が報いられて、四十九年は事故死減少日本一となつた。その後、この交通事故減少傾向の定着化への努力がひきつづきなされている。

れていた。信号機は、昭和二十五年十月佐賀市片田江交差点に第一号機が設置され、その後、毎年数基ずつ設置され、四十一年度末で三四基にすぎなかつたものが、四十二年からは緊急措置法の制定と相まって飛躍的に設置が進められ、五十一年度末では総数四一基にも及んでいる。

信号機は、交差点での交通の安全と円滑をはかるため、不可欠な安全

施設として、県民の信頼を高めている反面、故障が起ると、交通混亂や交通事故を誘発することになるので、常に正常な作動を保持する必要があり、その維持管理は極めて重要である。

歩道橋は、四十一年四月佐賀市佐嘉神社前に初めて架設され、四十四年四月には佐賀ゴムKKが自費で工場前に建設して、出勤・退社と国道三四号線との混雑を防止した。同年十一月、唐津市大手口に横断地下道が完工して、交通の円滑化が進められた。

四十六年四月、佐賀市片田江交差点に箱型歩道橋が完工し、六月には同市佐賀玉屋前の交差点にスクランブル方式の信号機と歩道が完成した。

安全交通地帯の設定は、四十五年十二月佐賀市朝日町に生活ゾーン、多布施川沿いに自転車道が初めて設けられた。四十七年四月になると、スクールゾーンが設定され始め、四十九年十一月には牛津町砥川小学校近くの町道の一部（一五m×二・八m）を緑のカラー舗装をして注目をひいた。

そのほかの施設には、四十五年四月、佐賀市神野公園西隣りに交通公園が誕生して、公設の交通安全教習場としての先端を切った。

(八) 佐賀国体と県警

機種		全 感 応	半 感 応	定 周 期	押ボタン	年 計	累 計
年 度	機種						
25				1		1	1
34				3		4	
35				1		5	
36				3		8	
37				8	3	11	19
38				5		5	24
39				6		6	30
40				4		4	34
41				9	4	13	47
42				15	8	23	70
43				23	10	33	103
44				10	5	15	118
45				17	5	22	140
46		1	3	17	7	28	168
47		1	4	46	16	67	235
48		2	3	39	13	57	292
49		2	5	43	13	63	355
50			2	37	17	56	411
計		6	17	287	101	411	

(注)

- 一 全感応式による交通量の大小に応じて、青信号の現示時間を変える方式
- 二 半感応式による交差点において交通量の少ない方の道路に交通需要があるときのみ、その方向を青とし、その他の時間は交通量多い道路を青とし
- 三 定周期式によるあらかじめ設定された信号現示時間に従って作動する方式

五十年三月、第三十一回国民体育大会県警察準備室設置要綱を制定

し、同年四月連絡委員会を、第三十一回国民体育大会県警察準備室と改称し、警備部を本拠として警備部の警視を国体担当官とした。そして、国体に伴う警備と交通の業務推進をはかるため、警備部・交通部に各一人を増強し、国体準備室は、担当官以下一人の専従体制であった。

同年十月、県警察準備室は、第三十一回国体県警察総合対策本部に発展させ、県警の総力を挙げて、国体に伴う警衛・警備・交通の諸業務を総合的かつ効果的に推進することにした。これは国体に引き続き、第十二回全国身体障害者スポーツ大会が開催されることとなり、天皇・皇后両陛下をはじめとする各皇族方の行幸啓等の増加予測に伴って、隣接県警の応援体制を考慮しての警衛実施や、各競技会場の警備など警察諸般の業務を推進するためで、事務局は警備部長を局長に、また国体担当官と外勤課長を次長とした。

五十一年一月に至って各署に、署長を長とする第三十一回国体警察署対策本部（署対策室を含む）をおいた。そして、警衛・警備・交通等の諸計画と、これに基づく教養訓練・防犯対策などに県警の全力を投入した。また、国体開催期間中は、県警本部に「警備本部」を、行幸啓の初日から終了の日まで「県警衛実施本部」をそれぞれ設置し、警衛三回延べ一日間、警備は炬火リレーを含めて延べ一八日間にわたり、警衛・警備員は延べ一万八、一八四人を動員した。

(九) 県警察機構の変遷

終戦時～旧 終戦時の県警察部は、特別高等警察、警務、刑事、保安警察法制定、檢、経済保安、警防、国民動員、輸送、劳政、施設の一

○課と、警察部長書記室、警備隊、特設警備隊、警察練習所、計一四部署の集合体であった。警察本来の姿でなかつたことは、G H Q から指摘され、勧告されたとおりである。

まず、戦時色の一掃から着手し、二十年八月末に疎開業務の特設警備隊の解散と疎開指揮の施設課を廃止した。十月は自由と人権尊重から特高課廃止と同時に保安課を復活、国民動員課は勤労課と改称し、戦後処理を担当した。十二月末には保険・勤労・劳政の三課を内政部へ移管し、大衆事犯関係の経済保安課を防犯課に衣替えさせて、終戦の年を終わった。

二十一年一月、進駐軍上陸と軍需物資の警備に当つた警備隊を解散し、また、自動車関係の輸送課を廃止し、課員は保安課交通係や保安係に吸収して、風俗・交通取り締まり等の保安事務を強化した。

同年三月、警備課を公安課と改称し、警察官・警察職員再教育のため警察練習所を増設して第一練習所・第二練習所とし、また教養と品性の向上を期して教養監察課を新設した。監察官は戦時中も一時あつたが、時節柄再設して監察官室において、室が独立するまで教養監察課長が室長を兼任した。二十二年七月、警察業務の能率向上を期して通信課を新設した。

二十三年三月の旧警察法施行を前にした二月、實証主義に立つ司法警察の要請から鑑識課を、また、会計課も新設し、次の通り各課の再改称も行い、四部制を布いた。

旧警察法時代の県本部機構（内書は、旧称）

総務部	秘書調査課（書記室）	会計課
-----	------------	-----

人事装備課（警務課） 教養課（教養監察課） 監察官室付置

警備部

警備課（公安課） 交通課（保安課） 通信課

（注）保安課は、営業・消防の分離（知事部局へ移管し、行政警察を廃止）

により、交通・危険物のみが残った。

刑事部

刑事課 防犯統計課（経済防犯課） 鑑識課

警察学校（警察練習所）

国警県本部相知支所 同嬉野支所

この機構改革の翌四月、刑事課を活動実態に合わせ、捜査課と改称し、六月秘書調査課も秘書企画課と改称、七月末には国警県本部の二支所を廃止した。また、この年四月に警察音楽隊が誕生した。

二十四年一月、警察活動の全国的連絡をはかるため、通信統制上から福岡管区の通信課に吸収されることとなつた通信課を廃止、そして課員を「福岡管区警備部通信課佐賀県出張所」の所員に切り替え、出張所は間もなく佐賀県通信出張所と改称した。同年十月、交通課は警ら交通課と改称した。

現行警察法期 二十九年七月一日、国警・自警の旧警察法の制度を全面的に改正して、佐賀県警察に一元化されると、機構も改正されて二部制となり、課名も一部改称された。

警務部（総務部と警務部を統合）

警務課（人事装備課） 秘書課（秘書企画課） 教養課 会計課

公安部（警備部と刑事部を統合）

警備課 交通課（警ら交通課） 捜査課 防犯課（防犯統計課） 鑑識課

（注）（ ）は旧称

三十年六月、教養課に付設していた監察官室を課並みに独立させ、二

三十九年四月、県警発足以来一〇年間の規則・訓令等を統合して県警

十一年二月には機動隊を編成し、公安部交通課に設置した。

三十四年六月佐賀・

唐津・武雄・鳥栖の四

署は細分化してきた警察事務に対応させるため課制を設け、同年八月には駐在所の統廃合をはかつて、全国初の乙種巡回駐在所とい

う本署在勤者の兼務駐在制を布くなど、県の財政再建に対処した。

三十七年四月、警ら交通業務の強化をはかつて、交通課の外勤係を分離独立させて外勤課を新設した。これによって公安部は六課を擁するところになつたので、同年八月公安部を廃止し、警備・刑事の二部に分け、

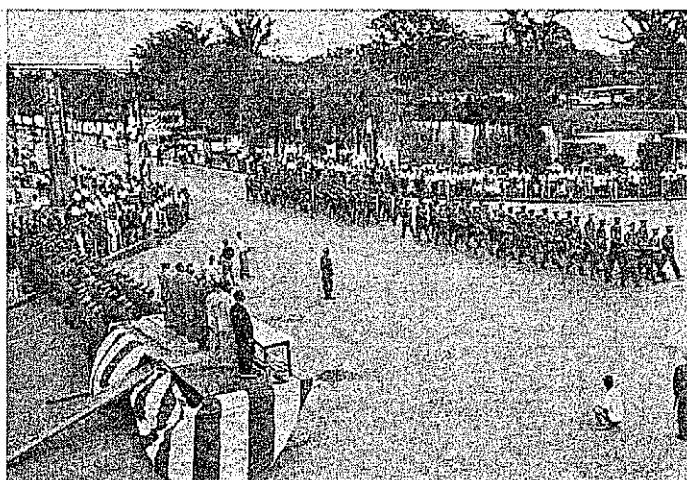
計三部制とした。

警務部 徒歩通り
警務部=警備課・交通課・外勤課（機動隊付）
刑事部=捜査課・防犯課・鑑識課

これと同時に巡査在所・同派出所も統廃合によって強化する必要から、巡査のみでなく巡査部長の配置を考え、警察官派出所・警察官駐在所と改称して、從来の派出所・駐在所の概念を拡大した。



佐賀県警察音楽隊 昭和23年4月20日誕生



県警発足5周年記念式典一覧開式 昭和34年6月

察組織規則を改定した。この時点では、刑事部の捜査課を廃して、犯罪一般関係を捜査第一課、知能犯関係を同第二課として分課した。

また、先の機動隊は、その後、警備事務の所管の変更に伴い、交通課から警備課へ、続いて新設の外勤課へ、再び警備課へ、と変動したが、この警察組織の改変によって、機動隊としての課並みに独立した。一方、予備機動隊も、三十九年四月一日付で第二機動隊と改称した。

次いで四十年四月、自動車交通の著しい進展と交通事故に対処するため、交通課を交通指導課と運転免許課に分課した。そして、各警察署に置かれていた白バイを集中管理して、機動取締りの効率化をはかるために交通機動警ら隊を設け、新設の交通指導課において同課並みに独立させて、交通機動隊とした。

そのため指導と取締りにあたる交通警察は繁雑・多忙を極めるばかりであった。四十七年四月、交通企画課を新設して、交通の規制・管制・安全をはかり、その円滑化と事故の未然防止に努めることとした。

四十八年四月、交通指導課において同課並みに独立させて、交通機動隊とした。そして同年十月、県東部に九州縦貫高速道路の開通に対処して、高速道路交通警察隊を組織し、交通機動隊において同課並みに独立させて、交通機動隊とした。そして同年十月、県東部に九州縦貫高速道路の開通に対処して、高速道路交通警察隊を組織し、交通機動隊において同課並みに独立させて、交通機動隊とした。そして同年十月、県東部に九州縦貫高速道路の開通に対処して、高速道路交通警察隊を組織し、交通機動隊において同課並みに独立させて、交通機動隊とした。

四十三年三月二十五日、これを正式に自動車運転免許試験場と改称した。同年四月、法医学実験室を科学捜査研究室と改称して体系名を具体化し、同年七月には交通切符制業務を所掌する交通反則通告センターを交通指導課においていた。

その後も年とともに激増する車両に道路行政は追いつかず、事故防止のため指導と取締りにあたる交通警察は繁雑・多忙を極めるばかりであった。四十七年四月、交通企画課を新設して、交通の規制・管制・安全をはかり、その円滑化と事故の未然防止に努めることとした。

四十八年四月、交通指導課において同課並みに独立させて、交通機動隊とした。そして同年十月、県東部に九州縦貫高速道路の開通に対処して、高速道路交通警察隊を組織し、交通機動隊において同課並みに独立させて、交通機動隊とした。そして同年十月、県東部に九州縦貫高速道路の開通に対処して、高速道路交通警察隊を組織し、交通機動隊において同課並みに独立させて、交通機動隊とした。

警察学校 終戦当時、県庁裏通りに面した瓦ぶき板壁の平屋建て（現労働基準監督局）に、県警察練習所があった。終戦期前後を通じて二十一年度の卒業生三四五人中、七〇%は一、二ヶ月の速成教育であった。翌二十二年三月教養監察課の新設と共に、従来の練習所を第一警察練習所、上多布施町の防空学校跡（元石丸鉄工所の寮で、現在多布施母子寮）を第二警察練習所とし、第一を初任者教養に、第二を現任者の再教養に充てることにした。しかし、当初は再教育が急で、第一練習所を卒業後四年未満の者に二ヶ月間の補習、第二練習所を幹部（警部補・巡査部長）教養と、専科（刑事・経済防犯・公安・保安）教養とに充てて、戦後の再教育に力を注いだ。

四十一年四月、交通警察事務の急激な進展に伴い、指導・免許の一課で、交通部を新設した。そして川久保の運転免許試験場の庁舎新築が完工した

二十三年三月、旧警察法施行によって、警察練習所は警察学校と改称



現在の県警察学校

し、当時は初任科六か月の教養の場であった。第

二警察練習所は廃止さ

れ、建物はのち母子寮となつた。

この老朽化した校舎も
一九三六年三月末、現敷地

(旧歩兵第五十五連隊兵
舎の敷地跡)に、木造モ
ルタル造り平屋建ての新

築校舎に移転した。

三十一年二月、県警機
動隊が新設されると、警
察学校の教頭は隊長を兼
任し、隊員は学校に合宿
した。三十七年四月、専任隊長制となり、隊長兼教頭となつた。三十九
年四月、機動隊が課並みに独立するに至って、ようやく教頭も隊長も各
専任となつた。

また、三十五年六月以降の現任補習教養と、三十九年四月以降の大学
卒採用者の初任科特別教養については、共に管区警察学校で実施してい
たが、四十四年度以降は県警察学校で行うようになった。

この警察学校は、戦後間もない二十五年ごろの建築材使用のモルタル
造りであり、小規模の校舎は、傷みが激しくなり、また、社会の変動進
展に伴い、時代にマッチした教養の場としてそぐわない点も出てきたた

め、四十七年二月現在の鉄筋校舎を新築し、四十九年三月覆道式けん銃
射撃場も完成して、新鋭の警察官を送り出している。

三 消 防

（）自治体消防の発足

戦前の消防は、警察行政の一環として、組織・機能とともに警察機構に
包含されていたが、戦後民主化の政策とともに、消防制度の改革も諸制
度の改革と関連して行われた。

消防制度改革の要点は、從来、警察行政の一部として取り扱われてきた
消防を、警察から分離独立させて責任体制を確立することと、消防を市
町村に移すことによって徹底した地方自治の体制をとることとの二つであ
った。そして、二十二年十二月二十三日、消防組織法が公布され、翌二
十三年三月七日警察法と同時に施行され、新しい自治体消防が発足し
た。これによって、警察消防制度改革の目的は達成され、すべてが自治
体の責任にゆだねられて、市町村に消防本部・消防署・消防団を置き、
市町村長が管理する体制となつた。

次いで、二十三年七月二十四日、消防法が公布され、八月一日から施
行された。この法律は、消防活動を中心として規定されたものである
が、特に火災予防に重点がおかれた。從来の火災予防活動は単に事実行
為として行われていたが、この法律によって消防長・消防署長に強力か
つ幅広い権限が付与され、予防検査権、建築同意権、火災予防取締り
権、危険物規制権、破壊消防権、火災原因調査権等が認められた。

また、特殊建築物に対する一定の消防用設備を設置するよう義務づけられることとなつた。このように、市町村の消防は長い間「火消し消防」といわれたものから、火災予防に重点をおいた近代消防として生まれ変わった。

その後、消防組織法・消防法は社会的背景の推移とともに、幾度か一部改正の経緯をたどつたが、この二法を根幹として、その後に制定された消防施設強化促進法、消防団員等公務災害補償等共済基金法、その他消防関係諸法令が消防運営の支柱となつた。このように制度的に充実した自治体消防は、その後も年とともに消防力の強化充実をはかつて、今日に至つている。

(1) 県の消防体制と消防学校

消防に関する国の機関としては、戦後、内務省警保局の警備課、次いで同公安課、さらに同公安第二課が消防事務を所掌していたが、二十二年一月警保局に消防課を新設して、これが所掌とした。二十二年十二月三十一日内務省は解体し、翌二十三年一月一日内事局が発足して消防課を所掌したが、同三月七日、消防組織法の施行と同時に、国家公安委員会の下に国家消防庁が設置された。国家消防庁は、二十七年八月国家消防本部となり、さらに三十五年七月、自治省設置法の一部改正によつて消防庁となつた。

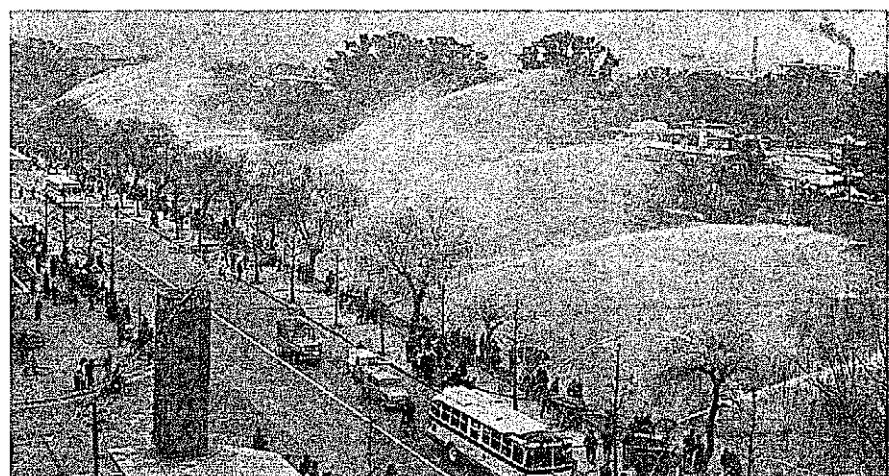
本県の消防事務については、終戦時、警察部警防課の所掌であったが、二十一年同公安課に移り、二十三年三月自治体消防の発足とともに警察部から離れ、県総務部地方課の担当に代わつた。当時の県の消防事務は、①消防職員・団員の教養訓練の指導、②市町村消防相互の連絡協

調、③消防統計、④火災予防思想の普及宣伝、⑤消防用資材のあっせん・配分等であつた。

その後、戦前をはるかにしのぐ驚異的な経済復興に伴つて、年を追うごとに社会構造も変容し、さらに熱エネルギー革命等もあって、災害の態様も複雑、増加して、消防の使命はいよいよ重要度を加えてきた。県

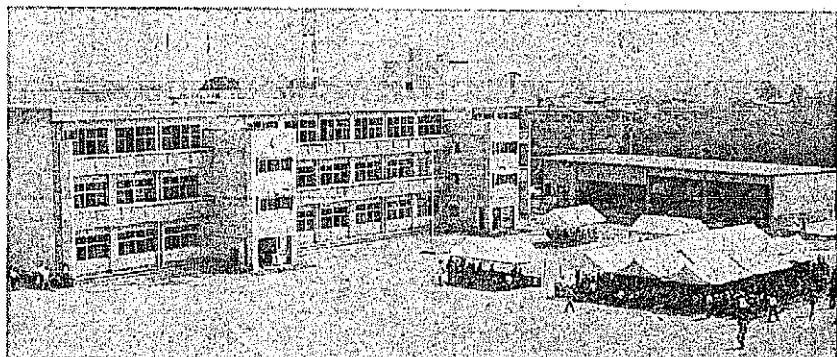
消防事務段階においても、危険物規制事務、防火管理者制度実施のための認定講習等の事務が加わつた。

一方、ひん発する災害



（県庁前）昭和26年1月　初め式の出消防

に對処して、国土と国民の生命・身体・財産を災害から保護するため、防災に関し、国・地方公共団体・その他の公共機関を通じて、必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、総合的かつ計画的な防災行政の整備・推進をはかる必要性から、災害対策基本法が、三十六年一月十五日制定された。これによ



昭和47年8月完成 県 消防 学校

つて、消防防災事務を所掌する行政機構の新設が全国的に広まつた。これに加えて、本県では、三十七年七月八日、県西部地方を中心にも多数の命を失う灾害（とくに集中豪雨で大浦地区に山津波）が発生したことあって、同年八月二十二日県総務部に防災課を新設し、地方課の消防事務と、企画室所属の灾害事務とを合わせて、消防防災事務の運営と指導に当たることとなつた。そして、五十年八月一日消防防災課と改称し、次の事務を分掌している。

- ①防災に関する企画および灾害予防の推進
- ②防災活動の総合調整
- ③防災会議関係
- ④災害対策
- ⑤市町村消防の指導
- ⑥消防法に基づく危険物の取り扱い規制
- ⑦消防学校関係

ところで、三十四年四月消防組織法の改正によって、各都道府県に消防学校の設置が義務づけられた。本県においては、三十六年九月佐賀市赤松町（現城内二丁目、佐大付属小東方）の敷地三、四〇六坪に二階建て延べ六四〇坪の本館と四階建て五三坪の訓練塔を建設した。学校長は総務部長、教頭は地方課長、教務主任は消防係長がそれぞれ兼務し、専

任教官二人と地方課職員等が講師となつて、同年九月十五日県消防学校を開校し、市町村の消防職員・消防団員の教育訓練を開始した。

その後、敷地・施設の狭いがら、四十七年六月、佐賀市兵庫町瓦町の現在地に近代様式の校舎を新築して移転した。敷地二万六、六一二坪に、本館三階建て延べ一、七一二坪・訓練塔六階建て延べ一九九坪・屋内訓練場八九七坪・水難救助訓練施設が完備し、八〇人の学生を収容して宿泊訓練することが可能となつた。現在、校長以下一〇人の職員で、年間には、消防職員約二〇〇人、団員一、〇〇〇人の入校のほか、企業の自衛消防隊その他現地教育等約五、〇〇〇人におよぶ教育訓練を実施してきた。

〔三〕 市町村の消防体制

消防団 戰時中は警防団が各市町村に置かれ、警察の指揮監督の下に防空と水火災の警防の任に当たつていた。終戦とともにその戦時的任務は終わり、二十一年一月警防団令の一部改正で、水火災の警防を主たる任務とすることとなつた。さらに二十二年四月消防団令が公布され、警防団は解散して消防団を設置することとなつた。当時、消防団は一二三の全市町村に設置されて、団員四万七、〇〇〇人、機械力は手引動力ポンプと腕用ポンプがその主力であった。

翌二十三年三月、消防組織法の施行と同時に、政令による消防団令が公布施行されて、七十年來の警察消防から分離し、先の消防団令は廃止された。そして、同年七月には消防組織法の一部改正によつて、政令による消防団令も廃止されて、現在に至つている。



県主催による消火訓練 昭和43年5月

いて、県警察部長・県総務部長の連名で、各警察署長・地方事務所長・市町村長あてに、次のような文書が出されている。

消防団の設置について（抄）

消防団は、終戦後防空業務の消滅に伴い、昭和二十一年勅令第六二号第十一條により、急的に消防団令が一部改正されたが、更に民主日本建設途上に於ける國內諸般の制度一新の時運に即応するため二十一年四月三十日勅令第一八五号を以て消防団令が制定公布され、

これに伴い從来の消防団令及び昭和十四年三月本県令第十

一号警防團令施行規則並に同規則取扱手続も廃止されるこ

となつたので、消防団員及一般市町村民に對し消防団令制定の趣旨の普及徹底を図る

と共に、同令の施行については左記各項に留意の上、關係方面と緊密なる連絡を保持し、真に愛郷心に立脚した強力なる消防団を結成し、之が運用に万遍漏なきを期し、水火災の防護救護警戒等の任務達成に格段の努力を払われた。

（以下略）

また、警防団の解散式と消防団の結成式の要領につ

いて、同年九月に知事名で、

各警察署長・市町村長・警防団長あてに次のような文

書が出されている。

警防団解散式及び新制消防団の結成式実施要領送付について（抄）

各市町村におかれでは、消防団の設置について鋭意努力中であると想うも、警防団の解散式及び新制消防団の結成式に關係市町村、警察及び警防団協議の上、左の要領に準拠して実施されるよう取り計られたい。

記

第一 実施方針

一 消防団解散式及び新制消防団の結成式は、来る十月五日から十五日迄の間に於て実施すること。

二 式は、各市町村毎に実施すること。

六 本行事実施に當つては、集会場を失念しないよう留意すること。

当時、占領下の集会は厳しく取締られた。また、物資が不足し、ホース・消防団服・消火器などもすべて配給であった。

二十三年に、県総務部長・県消防協会長の連名で、各市町村長あてに出された文書には、次のようなものがある。

消防団員服等の配給について

今般、中央より消防団員の服、帽、足袋の割当があつたが、貴市町村消防団に於て希望の向があれば、至急申込まれたい。現品見本は各一個づつしかないので、必要の向は県地方課にて御質願いたい。

尚、価格は「服」七五〇円、帽二二〇円、足袋が四二〇円である。

このほか、「消防用麻ホース配給について」・「消防用燃料配分について」等の通知が出されている。

その後、市町村合併により消防団も統合され、五十年には四九團・二万六、〇〇〇人、機動力も消防ポンプ自動車・小型動力ポンプ・同積載車を主力に整備強化された。

消防本部 従来、常備消防は、官設消防署と、警防団常備部、のちの
・ 消防署 消防団常備部との制度があつたが、本県には官設消防署は
なかつた。

佐賀市が消防団常備部を改組して消防本部と消防署を設置したのは一九三九年五月のことである。当時は市長が消防長、助役が消防署長を兼務し、職員合計一七人、消防施設は当時優秀を誇ったドイツ製二〇馬力のロータリーポンプ付消防ポンプ自動車一台と、フォードの三輪ポンプ自動車一台であった。

唐津市は、二十二年四月常備部を置き、二十四年四月消防本部と消防署を設置したが、職員一七人・消防ポンプ二台であった。

伊万里市は、二十九年四月、町村合併による市制施行と同時に消防本部を設置し、三十四年九月消防署を設置している。

その後、三十七年鳥栖市、三十八年多久・鹿島の二市、三十九年武雄市と、次々に消防本部と消防署を設置し、県内七市全部が整備を終わつた。

郡部においても、予防業務の充実、救急業務の実施、即時出動体制の

常 備 消 防 体 制										昭和50年4月現在	
計 一〇	組合 有田地区	小城 地区	組合 神埼地区	合佐 賀郡組	合広 杵藤 地域組区	合基 鳥栖 地区三 組養	組合 唐津東 松	伊万 里市	多久 市	佐 賀市	消防本部
一四	組合 有田地区	組小城地区	組神埼地区	部南部 ・北	島武 ・雄 ・嬉 ・白 ・石 鹿	合基鳥 地區三 組養	組合 唐津東 松	伊万 里市	多久 市	佐 賀市	消防署
一九			代 三 田 ・ 脊 ・ 千	田富 ・富士 ・久 ・保諸	町山 ・内 ・太 ・良大	西	部北部 東部 ・南 ・中部 西	島山 代 ・福		副瀬兵 ・摩 ・北 ・川嘉	分 出張所
七八 六四	三 三	三 九	五 六	七 〇	一 五 九	八 二	一 三 五	六 五	三 三	一〇 八	職員 (人)
四	二 二	三 三	六 六	五 五	一 三	六 六	一 〇	六 六	四 四	九 九	動 自 車 消 防 施 設
七 三〇	一 一	一 一	一 三	一 四	一 七	一 三	一 六	一 二	一 一	一 二	車 消 防 學 校 救 急
	四六 ・四 本部設 置	四六 ・一 〇本部設 置	四四 ・一 一本部設 置	四九 ・三 本部設 置	本 部 設 置	部 四 部 設 置	部 四 部 設 置	二 九 ・四 本部設 置	置 三 八 ・一 一本部設 置	二 三 ・五 本部設 置	摘要 要

整備の面から、市町村の事務組合による広域常備消防の設置が検討された。まず、四十四年十一月神崎地区（郡）における消防事務組合による消防本部・消防署の設置をはじめとして、次第に各地区の常備化がすみ、四十九年三月佐賀郡消防事務組合ができたことによって、県下全域の常備消防体制が完備した。これは、全国で福井県に次いで二位、九州ではトップを切った整備であった。

なお、市町村間の消防および救急業務の応援協定については、四十三年度末までに県内外の隣接町村間で締結を完了し、五十年十二月常備消防三市七組合の協定も締結完了をみた。

四 消防関係団体

財団法人二十二年十月、消防団が解散し、消防団が発足したが、県消防協会同時に県警防協会も解散、翌年四月県消防協会を設立した。消防協会は、消防職員・同団員を会員として、知事を総裁に、会長・副会長三人、理事一人、うち一人を常務理事とし、監事二人、代議員一九人で構成された。発足に当たって、市町村および消防団へ次のようないふる文書が出されている。

佐賀県消防協会の発足について（抄）

佐賀県消防協会は、本日ここに各位の御支持を得まして誕生致します消防団を母体とする連絡厚生機関でありまして、専ら民間人により民主的に消防団員の福祉厚生とか消防諸施設の改善とか、消防活動の強化などを図ることや消防思想を普及徹底し社会の災厄を最小限度に防止するために、各種事業を運営し以て人類共同の福祉増進に寄与することを目的として設立する、眞に消防強化に資する団体たらしむるものであります。

本会は消防団が消防団へ画期的な新しい消防制度を発足されたので、之に呼応して人々の声を挙げ新时代に即応せる円滑な運営と激勵たる活動を期待してやま

ないのであります、何を申しましても、各位の全面的御協力御援助を仰がねば到底存立は望めないのであります。

（以下略）

協会の主な事業は、①優良消防団や職員、団員その他消防功労者の表彰、②消防職員、団員の厚生事業の実施、③火災予防の広報活動、④県と共に催による県消防大会、総合消防訓練、消防ポンプ操法大会、消防ポンプ性能検査等の実施、⑤総合防災訓練等への参加、⑥消防団員の研修、⑦殉職消防職員、団員の慰靈祭の実施などである。

佐賀県消防 三十五、三十六年ころから、県内の消防職員や、団員の歌制定 士気の高揚をはかるため、消防の歌を制定しようという機運が高まり、三十七年県内外から広く歌詞を募集し、五一点の応募作品の中から厳選し、制定した。

作詞 杵島郡山内村 元小学校教諭 川内繁次
作曲 消防大学校音楽講師 明本京静
制定歌発表会 三十八年三月二十四日

（第九回県消防大会当日）

この佐賀県消防の歌は、現在、消防出初め式、消防大会など消防行事のあるたびに高らかに歌われ、消防関係者の士気高揚と団結の推進力となつてゐる。

佐賀県消防の歌
一 春振と多良の山青く 築紫の沃野呼ぶところ
不斷の練磨鉄壁の 備えを固く築くもの
われら佐賀県消防の 決意の眉に風かおれ

（以下略）

佐賀県殉職消防組員の碑 昭和七年十月十五日、佐賀県殉職消防組員の碑が、当防組員の碑 時の早川三郎知事の筆によって殉職警察官の碑と並ん

で、県庁舎南側（現在の自治会館前の広場）に建立された。そして、隔年ごとに警察と合同で慰靈祭を行ってきた。

四十七年十月、殉職警察官の碑は佐賀市高木瀬町に新築した警察学校の校庭に移され、殉職消防組員の碑も同月、県消防学校が佐賀市兵庫町瓦町の現在地に新築移転したのを機会に同校庭へ移転した。そして、同月二十七日、除幕式と慰靈祭を盛大に執り行った。

合祀されているのは、明治七年四月佐賀市材木町の劇場大火の際殉職した故筒井吉兵衛消防組員をはじめ、消防職員四柱、団員二四柱である。二十四年のジユディス台風の災害の折りの殉職者五柱や、二十八年六月の史上まれにみる豪雨災害（俗称、二十八災）の際の殉職者三柱など、水火災の防御に身命をかけた先人の義勇の光りが、高々と仰がれている。

（五）火災の推移

戦後、めざましい産業経済の発展と生活様式の多様化によって、火災発生の危険性は年々増大している。

本県の火災は次表でみると、自治体消防発足後、二十五年の一〇三件に対して、五十年には四〇八件と約四倍にも達した。

その主な火災を挙げてみると、まず、二十四年の県庁の火災がある。

二月十八日午前〇時四十分ころ、県庁本館一階の地方課付近から出火した火災は、木造一階建ての本館から隣接の土木部庁舎、県職会館、日赤県支部、車庫、倉庫等約一、七二七坪を焼尽し、損害額は三、五八〇万円にのぼった。この消火活動には、佐賀市郡・神埼・小城・三養基の一市四郡約二、〇〇〇人の署員・団員が駆けつけ、県庁前のほり端に消防ポンプの放列を敷いて、午前四時過ぎやっと鎮火した。

火災発生の推移 昭和25年以降

年	区分	出火件数		死者	負傷者	焼損面積	損害額
		計	建物				
昭	計	100	80	4	4	不明	不明
昭	建物	100	80	4	4	林野	林野
昭	林野	100	80	4	4	車両	車両
昭	車両	100	80	4	4	船舶	船舶
昭	船舶	100	80	4	4	他	その他
昭	その他	100	80	4	4	その他	その他
昭	死者	100	80	4	4	死者	死者
昭	負傷者	100	80	4	4	負傷者	負傷者
昭	建物㎡	100	80	4	4	建物㎡	建物㎡
昭	林野㎡	100	80	4	4	林野㎡	林野㎡
昭	車両	100	80	4	4	車両	車両
昭	船舶	100	80	4	4	船舶	船舶
昭	他	100	80	4	4	その他	その他
昭	その他	100	80	4	4	その他	その他
昭	死者	100	80	4	4	死者	死者
昭	負傷者	100	80	4	4	負傷者	負傷者
昭	建物㎡	100	80	4	4	建物㎡	建物㎡
昭	林野㎡	100	80	4	4	林野㎡	林野㎡
昭	車両	100	80	4	4	車両	車両
昭	船舶	100	80	4	4	船舶	船舶
昭	他	100	80	4	4	その他	その他
昭	その他	100	80	4	4	その他	その他
昭	死者	100	80	4	4	死者	死者
昭	負傷者	100	80	4	4	負傷者	負傷者
昭	建物㎡	100	80	4	4	建物㎡	建物㎡
昭	林野㎡	100	80	4	4	林野㎡	林野㎡
昭	車両	100	80	4	4	車両	車両
昭	船舶	100	80	4	4	船舶	船舶
昭	他	100	80	4	4	その他	その他
昭	その他	100	80	4	4	その他	その他
昭	死者	100	80	4	4	死者	死者
昭	負傷者	100	80	4	4	負傷者	負傷者
昭	建物㎡	100	80	4	4	建物㎡	建物㎡
昭	林野㎡	100	80	4	4	林野㎡	林野㎡
昭	車両	100	80	4	4	車両	車両
昭	船舶	100	80	4	4	船舶	船舶
昭	他	100	80	4	4	その他	その他
昭	その他	100	80	4	4	その他	その他
昭	死者	100	80	4	4	死者	死者
昭	負傷者	100	80	4	4	負傷者	負傷者
昭	建物㎡	100	80	4	4	建物㎡	建物㎡
昭	林野㎡	100	80	4	4	林野㎡	林野㎡
昭	車両	100	80	4	4	車両	車両
昭	船舶	100	80	4	4	船舶	船舶
昭	他	100	80	4	4	その他	その他
昭	その他	100	80	4	4	その他	その他
昭	死者	100	80	4	4	死者	死者
昭	負傷者	100	80	4	4	負傷者	負傷者
昭	建物㎡	100	80	4	4	建物㎡	建物㎡
昭	林野㎡	100	80	4	4	林野㎡	林野㎡
昭	車両	100	80	4	4	車両	車両
昭	船舶	100	80	4	4	船舶	船舶
昭	他	100	80	4	4	その他	その他
昭	その他	100	80	4	4	その他	その他
昭	死者	100	80	4	4	死者	死者
昭	負傷者	100	80	4	4	負傷者	負傷者
昭	建物㎡	100	80	4	4	建物㎡	建物㎡
昭	林野㎡	100	80	4	4	林野㎡	林野㎡
昭	車両	100	80	4	4	車両	車両
昭	船舶	100	80	4	4	船舶	船舶
昭	他	100	80	4	4	その他	その他
昭	その他	100	80	4	4	その他	その他
昭	死者	100	80	4	4	死者	死者
昭	負傷者	100	80	4	4	負傷者	負傷者
昭	建物㎡	100	80	4	4	建物㎡	建物㎡
昭	林野㎡	100	80	4	4	林野㎡	林野㎡
昭	車両	100	80	4	4	車両	車両
昭	船舶	100	80	4	4	船舶	船舶
昭	他	100	80	4	4	その他	その他
昭	その他	100	80	4	4	その他	その他
昭	死者	100	80	4	4	死者	死者
昭	負傷者	100	80	4	4	負傷者	負傷者
昭	建物㎡	100	80	4	4	建物㎡	建物㎡
昭	林野㎡	100	80	4	4	林野㎡	林野㎡
昭	車両	100	80	4	4	車両	車両
昭	船舶	100	80	4	4	船舶	船舶
昭	他	100	80	4	4	その他	その他
昭	その他	100	80	4	4	その他	その他
昭	死者	100	80	4	4	死者	死者
昭	負傷者	100	80	4	4	負傷者	負傷者
昭	建物㎡	100	80	4	4	建物㎡	建物㎡
昭	林野㎡	100	80	4	4	林野㎡	林野㎡
昭	車両	100	80	4	4	車両	車両
昭	船舶	100	80	4	4	船舶	船舶
昭	他	100	80	4	4	その他	その他
昭	その他	100	80	4	4	その他	その他
昭	死者	100	80	4	4	死者	死者
昭	負傷者	100	80	4	4	負傷者	負傷者
昭	建物㎡	100	80	4	4	建物㎡	建物㎡
昭	林野㎡	100	80	4	4	林野㎡	林野㎡
昭	車両	100	80	4	4	車両	車両
昭	船舶	100	80	4	4	船舶	船舶
昭	他	100	80	4	4	その他	その他
昭	その他	100	80	4	4	その他	その他
昭	死者	100	80	4	4	死者	死者
昭	負傷者	100	80	4	4	負傷者	負傷者
昭	建物㎡	100	80	4	4	建物㎡	建物㎡
昭	林野㎡	100	80	4	4	林野㎡	林野㎡
昭	車両	100	80	4	4	車両	車両
昭	船舶	100	80	4	4	船舶	船舶
昭	他	100	80	4	4	その他	その他
昭	その他	100	80	4	4	その他	その他
昭	死者	100	80	4	4	死者	死者
昭	負傷者	100	80	4	4	負傷者	負傷者
昭	建物㎡	100	80	4	4	建物㎡	建物㎡
昭	林野㎡	100	80	4	4	林野㎡	林野㎡
昭	車両	100	80	4	4	車両	車両
昭	船舶	100	80	4	4	船舶	船舶
昭	他	100	80	4	4	その他	その他
昭	その他	100	80	4	4	その他	その他
昭	死者	100	80	4	4	死者	死者
昭	負傷者	100	80	4	4	負傷者	負傷者
昭	建物㎡	100	80	4	4	建物㎡	建物㎡
昭	林野㎡	100	80	4	4	林野㎡	林野㎡
昭	車両	100	80	4	4	車両	車両
昭	船舶	100	80	4	4	船舶	船舶
昭	他	100	80	4	4	その他	その他
昭	その他	100	80	4	4	その他	その他
昭	死者	100	80	4	4	死者	死者
昭	負傷者	100	80	4	4	負傷者	負傷者
昭	建物㎡	100	80	4	4	建物㎡	建物㎡
昭	林野㎡	100	80	4	4	林野㎡	林野㎡
昭	車両	100	80	4	4	車両	車両
昭	船舶	100	80	4	4	船舶	船舶
昭	他	100	80	4	4	その他	その他
昭	その他	100	80	4	4	その他	その他
昭	死者	100	80	4	4	死者	死者
昭	負傷者	100	80	4	4	負傷者	負傷者
昭	建物㎡	100	80	4	4	建物㎡	建物㎡
昭	林野㎡	100	80	4	4	林野㎡	林野㎡
昭	車両	100	80	4	4	車両	車両
昭	船舶	100	80	4	4	船舶	船舶
昭	他	100	80	4	4	その他	その他
昭	その他	100	80	4	4	その他	その他
昭	死者	100	80	4	4	死者	死者
昭	負傷者	100	80	4	4	負傷者	負傷者
昭	建物㎡	100	80	4	4	建物㎡	建物㎡
昭	林野㎡	100	80	4	4	林野㎡	林野㎡
昭	車両	100	80	4	4	車両	車両
昭	船舶	100	80	4	4	船舶	船舶
昭	他	100	80	4	4	その他	その他
昭	その他	100	80	4	4	その他	その他
昭	死者	100	80	4	4	死者	死者
昭	負傷者	100	80	4	4	負傷者	負傷者
昭	建物㎡	100	80	4	4	建物㎡	建物㎡
昭	林野㎡	100	80	4	4	林野㎡	林野㎡
昭	車両	100	80	4	4	車両	車両
昭	船舶	100	80	4	4	船舶	船舶
昭	他	100	80	4	4	その他	その他
昭	その他	100	80	4	4	その他	その他
昭	死者	100	80	4	4	死者	死者
昭	負傷者	100	80	4	4	負傷者	負傷者
昭	建物㎡	100	80	4	4	建物㎡	建物㎡
昭	林野㎡	100	80	4	4	林野㎡	林野㎡
昭	車両	100	80	4	4	車両	車両
昭	船舶	100	80	4	4	船舶	船舶
昭	他	100	80	4	4	その他	その他
昭	その他	100	80	4	4	その他	その他
昭	死者	100	80	4	4	死者	死者
昭	負傷者	100	80	4	4	負傷者	負傷者
昭	建物㎡	100	80	4	4	建物㎡	建物㎡
昭	林野㎡	100	80	4	4	林野㎡	林野㎡
昭	車両	100	80	4	4	車両	車両
昭	船舶	100	80	4	4	船舶	船舶
昭	他	100	80	4	4	その他	その他
昭	その他	100	80	4	4	その他	その他
昭	死者	100	80	4	4	死者	死者
昭	負傷者	100	80	4	4	負傷者	負傷者
昭	建物㎡	100	80	4	4	建物㎡	



大町小学校火災 昭和49年6月

消防体制 社会・経済・文化の発展に伴う生活環境の変化は、中高層の近代化 ビル、地下街、危険物施設、高圧ガス施設、石油・電気製品・新建材による建築住居等、都市と農村の区別なく、事業所から家庭に至るまで普及した。その反面、火災の危険にさらされているのが、現代の環境であり、生活である。

この生活環境から発生する特殊災害は、全国的に多発化の傾向にある。

消防は、この近代の災害に対処できるよう、過去の木造家屋の消火活動を中心から、災害未然防止の予防消防に重点を置いて、防火思想の普及と、近代的な科学消防体制の整備をはからねばならない。また、人命の安全を第一とした救急・救助の業務も消防の任務となつ

べて、大きな時代的変化である。火災の原因については、たばこ、ころ、火遊びが多く、林野火災ではたき火となっていて、火災の約九〇%が失火によるものであった。

(六) 消防活動の近代化

消防体制 社会・経済・文化の発展に伴う生活環境の変化は、中高層の近代化 ビル、地下街、危険物施設、高圧ガス施設、石油・電気製品・新建材による建築住居等、都市と農村の区別なく、事業所から家庭に至るまで普及した。その反面、火災の危険にさらされているのが、現代の環境であり、生活である。

昭和23年以降の主な火災（焼損面積1,000m²以上または損害額1億円以上）

年月日	出火場所	建物の種類	焼損棟数	焼損面積 m ²	損害額 千円	原因
24.2.18	佐賀市赤松町	県 庁	6	5,900	35,800	不明
〃5.17	藤津郡古枝村	祐徳神社		1,000	不明	〃
26.2.5	三養基郡鳥栖町	商 業	30	1,549	84,000	〃
33.6.27	〃 中原町	製材工場	6	6,969	11,434	〃
34.7.6	唐津市町田	中 学 校	1	5,592	80,000	放 火
36.2.1	東松浦郡肥前町	小 学 校	5	1,581	14,000	弁 当 温 め
37.4.24	唐津市海岸通	船 具 店	12	2,109	58,122	不 明
38.2.19	武雄市武雄町	中 学 校	2	2,610	65,000	〃
39.3.29	神埼郡三田川村	飲 食 店	6	6,966	14,729	七 輪
40.7.27	佐賀市大財町	電 機 工 場	1	6,088	162,791	不 明
43.7.29	佐賀市松原二丁目	百 貨 店	1	1,360	92,675	〃
44.8.6	佐賀郡大和町	ホ テ ル	3	2,993	290,000	ス ポ ッ ツ ラ イ 特
45.9.7	東松浦郡浜玉町	農業協同組合	2	3,248	57,500	ガ ス 切 断 器
48.2.5	小城郡小城町	工 場	1	1,820	122,773	不 明

て、その分野は広範多岐にわたっている。

近代の消防は、災害から郷土を守るという崇高な愛郷精神による義勇消防の消防団体制に加えて、高度の専門的な知識・技術を身につけた常備消防体制の整備充実が必要となり、また、消防の効率的な処理、大規模災害への対処などから、常備消防の広域化・相互応援などが積極的に進められている。

火災予防 出火の原因がほとんど失火によるところから、まず県民の防火思想の普及をはかるため、春秋の全国火災予防運動に合わせて、啓発運動を展開してきた。また、消防クラブの育成をはかったのも、その目標とするところは防火思想普及運動の一つである。四十八年には、小城郡芦刈中学校の少年消防クラブが消防庁長官表彰に輝いた。

現在の防火クラブは、婦人防火クラブ七、少年防火クラブ四校であるが、防火思想は愛郷精神につながるところから、これが育成をはかることは今後の努力点といえる。

一方、学校・病院・事業場・飲食店等の消防用設備等の点検と指導、避難訓練、防火管理者・危険物取扱者・消防設備士等の指導、生活様式の変化に対応する防火思想の普及、広報活動等を行い、火災予防につとめている。

最近における危険物施設数および危険物取扱者数などは次のとおりである（五十年度末現在）。

危険物施設数

三	
貯蔵所	二、〇五四
取扱所	一、三六〇

(注) 三十四年は五九七施設で、約五・七倍の増加となつてゐる。

危険物取扱者免状取得者 一一、八四七人

消防設備士免状取得者 一、七八六人

防火管理者資格取得者 一〇、四三三人

救急・救助業務 激増しつつある交通事故をはじめ、各種災害による人身事故等の多発化に対処し、三十八年に消防法の一部が改正され、住民の生命・身体の保護をはかるための救急業務が、消防本来の業務として実施されることとなつた。

本県では、佐賀市が救急業務実施区域として、政令による指定を受け、三十九年六月から県下ではじめて救急業務を開始した。

その後、県内の常備消防体制の整備とともに、次第に救急体制の整備がはかられ、四十九年九月佐賀郡消防事務組合の救急業務開始によつて、県内全域の救急体制が確立した。最近の救急活動と施設の推移は、次のとおりである。

年	消防本部		自動車数	出動件数	搬送人員
	実施	救急			
四〇	一	一	四四三	三七三	
四五	八	一	二、二二一	二、〇四〇	
五〇	一〇	三〇	七、八九九	七、八〇〇	

参考文献

- 一 佐賀県警察史下巻
- 二 佐賀県警察類典
- 三 佐賀県警察訓令編